【風水害等対策編】

風水害等対策編 第1部 総則

改正前	改正後
第1章	第1章
第1節 (略)	第1節 (略)
第2節	第2節
この計画は、前線や台風等に伴う大雨や火山の噴火をはじめとする風水害等	この計画は、前線や台風等に伴う大雨や火山の噴火をはじめとする風水害等に
に係る防災事務又は業務の処理に関し、おおむね次の事項について総括的な方	係る防災事務又は業務の処理に関し、おおむね次の事項について総括的な方針及
針及び実施基準を示すものとする。このため、指定地方行政機関、大分県及び	び実施基準を示すものとする。このため、指定地方行政機関、大分県及び市町村
市町村並びにその他の防災関係機関は、相互の緊密な連携と協力によって、こ	並びにその他の防災関係機関は、相互の緊密な連携と <u>協力のための体制を整備す</u>
の計画に示す方針及び実施基準に則り、災害の防除と被害の軽減に努めるもの	<u>るとともに、広域的な応援・受援体制の強化・充実を図ることにより、</u> この計画
とする。	に示す方針及び実施基準に則り、災害の防除と被害の軽減に努めるものとする。
(略)	(略)
第3節~第6節 (略)	第3節~第6節 (略)
第2章 大分県の地勢	第2章 大分県の地勢
第1節 地形及び地質	第1節 地形及び地質
1 (略)	1 (略)
2 地質	2 地質
(略)	(略)
(新設)	平成26年度から京都大学が中心となって行われた「別府-万年山断層帯(大分
	平野-由布院断層帯東部)における重点的調査観測」等に基づき、地震調査研究推
	進本部が平成29年12月に「中央構造線断層帯の長期評価(第二版)」、「日
	出生断層帯の長期評価(第一版)」及び「万年山-崩平山断層帯の長期評価(第一
	<u>版)」の公表を行った。</u>
	これにより、従来の「別府-万年山断層帯」を「中央構造線断層帯(⑩豊予海峡
	-由布院区間)」(上記「大分平野-由布院断層帯」、「別府湾-日出生断層帯(東

風水害等対策編 第1部 総則

改正前	改正後
	部)」に豊予海峡セグメントを追加に相当)、「日出生断層帯」(上記「別府湾
	<u>-日出生断層帯(西部)」に相当)及び「万年山-崩平山断層帯」(上記「野稲</u>
	<u>岳一万年山断層帯」、「崩平山一亀石山断層帯」に相当)の3つに再編成して再</u>
	評価がなされた。
	今後、有識者による会議に、今回の見直しにかかる県への影響等を諮り、会議
	からの提言に基づき必要な対策を行う。
日本の	137 15 131 39 131 45 132 00 間
第2節(略)	中央構造線断層帯の活断層位置と主な調査地点 第 2 節 (略)
12	X7 \(\times \mathref{L}\mathref
第3章・第4章 (略)	第3章・第4章 (略)

風水害等対策編 第1部 総則

改正前	改正後
第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第5章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱
1 (略)	1 (略)
2 大分県(知事、警察本部、教育委員会、企業局、病院局)	2 大分県(知事、警察本部、教育委員会、企業局、病院局)
$(1) \sim (9)$ (略)	(1)~(9) (略)
(新規)	(10)他の地方公共団体等に対する応援要請に関すること。
(10) その他防災に関し、県の所掌すべきこと。	(11) その他防災に関し、県の所掌すべきこと。
$3 \sim 7$ (略)	$3 \sim 7$ (略)

風水害等対策編

第2部 災害予防

改正前

第1章 (略)

第2章 災害に強いまちづくり

第1節 被害の未然防止事業

1 (略)

- 2 土砂災害防止事業
- (1) 土砂災害防止事業の基本方針

大分県は、地形・地質条件等から、がけ崩れ、地すべり、土石流等の土砂災害を受けやすい特質がある。

大分県の土砂災害防止事業の状況等は、大分県地域防災計画「風水害等その他の災害対策編」第2部第2章第1節「被害の未然防止事業」に示しているとおりである。崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所ともその総数は全国に比べて多く、従来から、土砂災害危険箇所や砂防指定地等を中心に施設整備を実施しているが、引き続き整備を進め、地震に伴う災害防止に努める。さらに、土砂災害危険箇所について、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(以下「土砂災害防止法」という。)に基づく土砂災害警戒区域等の指定によるソフト対策を実施する。また、宅地造成については、宅地造成等規制法や都市計画法等による一定規模以上の宅地造成の許可制度のもとで規制誘導策がとられているが、引き続きこれら法令や制度による指導・監督に努める

- (2) 土砂災害防止事業の実施
 - イ 緊急避難場所(避難地)、避難路、都市間を結ぶ重要交通網を考慮した土 砂災害防止対策を実施する。
 - <u>ロ</u>急傾斜地崩壊危険箇所については、その事業の推進状況を勘案し、特に危険な箇所については擁壁等による対策工事を実施する。
 - <u>ハ</u> 土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所については、 危険性の程度に応じて砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事 業を計画的に実施することにより、災害に備える。
 - <u>二</u> 治山事業にかかる崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区等については、従来からの事業を継続し、危険性の高いところから事業を計画的に実施することにより、災害に備える。
 - <u>ホ</u> 市町村による<u>危険箇所の公表・周知を促すとともに、点検・補強事業等及</u> <u>び</u>土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の整備について必要な範囲での支援を行う。

第1章 (略)

第2章 災害に強いまちづくり

第1節 被害の未然防止事業

- 1 (略)
- 2 土砂災害防止事業
- (1) 土砂災害防止事業の基本方針

大分県は、地形・地質条件等から、がけ崩れ、地すべり、土石流等の土砂災害を受けやすい特質がある。

改正後

このため、崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所ともその総数は全国に比べて多く、従来から、土砂災害危険箇所や砂防指定地等を中心に施設整備を実施しているが、引き続き整備を進め、地震に伴う災害防止に努める。さらに、土砂災害危険箇所について、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(以下「土砂災害防止法」という。)に基づく土砂災害警戒区域等の指定によるソフト対策を実施する。また、宅地造成については、宅地造成等規制法や都市計画法等による一定規模以上の宅地造成の許可制度のもとで規制誘導策がとられているが、引き続きこれら法令や制度による指導・監督に努める。

- (2) 土砂災害防止事業の実施
 - イ <u>要配慮者利用施設、防災拠点、</u>緊急避難場所(避難地)、避難路、都市間 を結ぶ重要交通網を考慮した土砂災害防止対策を実施する。

(削除)

- <u>ロ</u> 土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所については、 危険性の程度に応じて砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事 業を計画的に実施することにより、災害に備える。
- <u>ハ</u> 治山事業にかかる崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区等については、従来からの事業を継続し、危険性の高いところから事業を計画的に実施することにより、災害に備える。
- 二 市町村による<u>急傾斜地崩壊対策事業及び土砂災害防止法に基づく警戒避</u> 難体制の整備について必要な範囲での支援を行う。

風水害等対策編

第2部 災害予防

改正前

- △ 士砂災害防止法に基づく特定開発行為(住宅宅地分譲、要配慮者関連施設 建築のための開発行為)、その他、新規宅地開発に伴う宅地造成開発許可の 際の指導・監督等を通じて安全措置を実施するものとする。
- <u>ト</u> 土砂災害発生監視<u>装置</u>により、土砂災害発生の誘因となる雨量を観測・公表するとともに、気象台と連携して土砂災害警戒情報の発表を行うことで、 市町村の行う警戒避難態勢の整備を支援する。
- 3 河川改修事業
- (1) (2) (略)
- (3) 河川改修事業の実施
 - イ 各種河川改修事業の実施

河川改修事業は、直轄河川改修事業、<u>広域河川改修事業、総合流域防災事業</u>等について、別冊大分県地域防災計画資料編の<u>河川改修整備計画</u>を目標に実施するものとし、直轄河川については、山国川、大分川、大野川、番匠川、筑後川の五河川についてそれぞれ継続実施する。

口 (略)

4 砂防事業

(1) 砂防事業の現況

本県は、面積の約70%が山地で占められ、風光明媚な火山性高原やリアス式海岸等が拡がり、国・公立公園地域を形成し、四季おりおりの美しい景観を呈している。地質構造は、本州・四国からの中央構造線に連なる臼杵~八代線と、仏像構造線に連なる津井~木浦線とに区別され、領家帯、秩父帯、四万十帯、三波川帯の四帯を成しており、多彩な地形・地質を示している。従って、地勢は著しく脆弱化が進み、山腹崩壊や地すべり災害発生の素因となっている。

これらの土砂災害危険箇所は、土石流危険渓流で 5,125 箇所、地すべり危険 箇所で 222 箇所、急傾斜地崩壊危険箇所で 4,927 箇所と多く、この総数は全国 的にも多い県となっている。

このため、土砂災害防止施設の整備は、災害発生箇所などの危険度の高い箇所や要配慮者<u>関連</u>施設、防災拠点といった人命を守る効果の高い箇所に重点を置いて進めている。

(2) 砂防事業の基本方針

山地は水源かん養の地である反面、台風、集中豪雨等によるがけ崩れ、地すべり、渓岸の侵食等の現象による土砂生産の根源でもある。これらのがけ崩れや、地すべり等に伴って発生する土石流の直撃による直接土砂災害や流出土砂による河床上昇、洪水氾濫等の間接土砂災害から県民の生命・財産及び生活環境、自然環境を守るため、砂防施設及び地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備を行う。また、このようなハード対策とともに土砂災害警戒区域等の指定や災害関連情報の提供、啓発活動といったソフト対策も積極的に推進す

改正後

- <u></u>
 立 士砂災害防止法に基づく特定開発行為(住宅宅地分譲、要配慮者関連施設 建築のための開発行為)、その他、新規宅地開発に伴う宅地造成開発許可の 際の指導・監督等を通じて安全措置を実施するものとする。
- △ 土砂災害発生監視システムにより、土砂災害発生の誘因となる雨量を観測・公表するとともに、気象台と連携して土砂災害警戒情報の発表を行うことで、市町村の行う警戒避難態勢の整備を支援する。
- 3 河川改修事業
- (1) · (2) (略)
- (3) 河川改修事業の実施
 - イ 各種河川改修事業の実施

河川改修事業は、直轄河川改修事業、<u>河川激甚災害対策特別緊急事業や防災・安全交付金事業</u>等について、別冊大分県地域防災計画資料編の<u>河川整備計画</u>を目標に実施するものとし、直轄河川については、山国川、大分川、大野川、番匠川、筑後川の五河川についてそれぞれ継続実施する。

口 (略)

4 砂防事業

(1)砂防事業の現況

本県は、面積の約70%が山地で占められ、風光明媚な火山性高原やリアス式海岸等が拡がり、国・公立公園地域を形成し、四季おりおりの美しい景観を呈している。地質構造は、本州・四国からの中央構造線に連なる臼杵~八代線と、仏像構造線に連なる津井~木浦線とに区別され、領家帯、秩父帯、四万十帯、三波川帯の四帯を成しており、多彩な地形・地質を示している。従って、地勢は著しく脆弱化が進み、山腹崩壊や地すべり災害発生の素因となっている。

これらの土砂災害危険箇所は、土石流危険渓流で 5,125 箇所、地すべり危険 箇所で 222 箇所、急傾斜地崩壊危険箇所で 14,293 箇所と多く、この総数は全 国的にも多い県となっている。

このため、土砂災害防止施設の整備は、災害発生箇所などの危険度の高い箇所や要配慮者<u>利用</u>施設、防災拠点といった人命を守る効果の高い箇所に重点を置いて進めている。

(2) 砂防事業の基本方針

山地は水源かん養の地である反面、台風、集中豪雨等によるがけ崩れ、地すべり、渓岸の侵食等の現象による土砂生産の根源でもある。これらのがけ崩れや、地すべり等に伴って発生する土石流の直撃による直接土砂災害や流出土砂による河床上昇、洪水氾濫等の間接土砂災害から県民の生命・財産及び生活環境、自然環境を守るため、砂防設備及び地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備を行う。また、このようなハード対策とともに土砂災害警戒区域等の指定や災害関連情報の提供、啓発活動といったソフト対策も積極的に推進す

風水害等対策編 第2部 災害予防

改正前

る。

(3) 砂防事業の実施

イ 通常砂防事業

通常砂防事業は、重要水系における土砂対策、山間集落及び都市周辺の土石流対策等に重点をおいて、砂防えん堤工等の整備を行う。また、国・公立公園内や歴史的遺産を保存する地域においては、水と緑に配慮した砂防設備や自然景観にマッチした砂防設備の整備を行う。

口 火山砂防事業

大分県は、火山地域(火山地、火山麓)が、大分県総面積の54%を占めており、全国でも有数の火山県である。この火山地域は、土砂生産が活発な荒廃地域であり、特に土石流が発生しやすい地域であるため、火山砂防事業にて砂防設備の整備を行う。整備内容は通常砂防と同じである。

ハ 地すべり対策事業の実施

県内各地に分布する地すべり区域について、地質構造の<u>状況を</u>調査や地下水位の測定、地すべりの兆候などについて観測を行い、その結果に基づき、横ボーリングエや集水井戸等による地下水排水工、表面水路工、杭打工等の地すべり対策工事を実施する。

二 (略)

ホ 特定緊急砂防事業及び特定緊急地すべり対策事業

土石流又は、地すべり等により人的被害、家屋被害が発生した一定の地区について、被害をもたらした同規模の土砂災害が再び発生した場合でも、安全が確保されるよう災害関連緊急事業と一体的な計画の基づき、一定期間内(3 カ年)に緊急に施設整備を行う。

へ 総合流域防災事業

土砂災害対策の施設整備(砂防設備・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設の整備)や災害関連情報の提供等のソフト対策(情報基盤整備、土砂災害情報相互通報システム整備、砂防基礎調査等)を行う。

$5 \sim 8$ (略)

9 道路整備事業

(1) 道路の状況

県内の道路は、平成 24 年 4 月 1 日現在、実延長 18,280km で、うち国道 1,063km, 県道 2,524km を占め、その他は市町村道となっている。これら道路 の改良済み延長は、国、県道で 2,697km、市町村道で 8,768km となり、それ ぞれ 75 パーセント及び 60 パーセントの改良率となっている。特に本県は、

る。

(3) 砂防事業の実施

イ 通常砂防事業

通常砂防事業は、重要水系における土砂対策、山間集落及び都市周辺の土 石流対策等に重点をおいて、砂防えん堤工等の整備を行う。また、国・公立 公園内や歴史的遺産を保存する地域においては、自然環境や景観に配慮した 砂防設備の整備を行う。

改正後

口 火山砂防事業

大分県は、火山地域(火山地、火山麓)が、大分県総面積の54%を占めており、全国でも有数の火山県である。この火山地域は、土砂生産が活発な荒廃地域であり、特に土石流が発生しやすい地域であるため、火山砂防事業にて砂防設備の整備を行う。

ハ 地すべり対策事業の実施

県内各地に分布する地すべり区域について、地質構造の調査や地下水位の 測定、地すべりの兆候などについて観測を行い、その結果に基づき、横ボー リングエや集水井戸等による地下水排水工、表面水路工、杭打工等の地すべ り対策工事を実施する。

二 (略)

ホ 特定緊急砂防事業及び特定緊急地すべり対策事業

土石流又は、地すべり等により人的被害、家屋被害が発生した一定の地区に<u>おいて、再度災害を防止するため、</u>災害関連緊急事業と一体的な計画の基づき、一定期間内(3 カ年)に緊急に施設整備を行う。

~ 総合流域防災事業

土砂災害対策の施設整備(砂防設備・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設の整備)や災害関連情報の提供等のソフト対策(情報基盤整備、土砂災害情報共有システム整備、砂防基礎調査等)を行う。

$5 \sim 8$ (略)

9 道路整備事業

(1) 道路の状況

県内の道路は、実延長約 18,000km に達し大分自動車道、東九州自動車道、 大分空港道路等、国道 10 号をはじめとする実延長約 3,700km に達する国道及 び県道、並びに市町村道からなる。県土の 7 割が林野で占められていること から、道路トンネル数は 5 百箇所を超え、全国一である。

風水害等対策編 第2部 災害予防

改正前	改正後
特殊な地形のためこれらの道路にあるトンネル数は、554 箇所で延長にして	(略)
103km である(道路統計年報 2013 年版による)。	
(昭各)	
(2) • (3) (略)	(2)・(3) (略)
10 (略)	10 (略)
第2節 災害危険区域の対策	第2節 災害危険区域の対策
1 災害危険区域の調査	1 災害危険区域の調査
$(1) \sim (4)$ (略)	(1) ~ (4) (略)
(新設)	(5) 土砂災害警戒区域等
	<u>土砂災害警戒区域等における土砂災害対策の推進に関する法律に基づく指定区</u>
	域であり、別冊大分県地域防災計画資料編のとおりである。
(5) 保安林及び保安施設地区	(6) 保安林及び保安施設地区
(6) 水防上重点をおくべき区域	(<u>7</u>)水防上重点をおくべき区域
(7)海岸危険区域	(<u>8</u>)海岸危険区域
(8) 宅地造成工事規制区域	(<u>9</u>)宅地造成工事規制区域
(9) その他災害危険予想箇所	(<u>10</u>)その他災害危険予想箇所
2 (略)	2 (略)
第3節 防災施設の災害予防管理	第3節 防災施設の災害予防管理
1 (略)	1 (略)
2 高潮災害予防管理対策	2 高潮災害予防管理対策
(1) 海岸保全施設の維持管理	(1) 海岸保全施設の維持管理
海岸法に基づき、国土交通省所管の62海岸の海岸保全区域を指定し、その区	国土交通省所管の海岸において、海岸法に基づき海岸保全区域を指定し、その
域内における行為の制限即ち土石(砂を含む)の採取、土地の掘さく、盛土及び切	区域内における行為の制限即ち土石(砂を含む)の採取、土地の掘さく、盛土及び
土等の行為を制限し、積極的な海岸保全施設の管理を行う。	切土等の行為を制限し、積極的な海岸保全施設の管理を行う。
$(2) \sim (4)$ (略)	$(2) \sim (4)$ (略)

風水害等対策編 第2部 災害予防

改正前

- 3 総合的な土砂災害対策(九州森林管理局、生活環境部防災局<u>防災対策室</u>、土木建築部砂防課、農林水産部農村基盤整備課、森林保全課、市町村)
- (1) 土砂災害対策事業の推進

土砂災害の恐れのある箇所については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(以下「土砂災害防止法」という。)に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を推進するとともに、土砂災害特別警戒区域等及び土砂災害危険箇所等の<u>周知把握</u>に努め、警戒避難体制の整備、一定の開発行為等に対する抑制施策を推進するとともに、土砂災害発生の危険性が高い箇所から、砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による指定を行い、各種砂防事業を実施する等総合的な土砂災害対策を推進する。

イ (略)

- ロ 土砂災害特別警戒区域等及び土砂災害危険箇所の周知等
- (イ)・(ロ) (略)
- (ハ) 市町村は、各種法令の指定要件に該当しない土砂災害危険<u>個所</u>について もその危険性を住民に周知する。

ハ~ホ (略)

(2)(略)

- 4 雪害予防管理対策
- (1) 道路及び道路保護施設の維持管理

降雪時における道路及び道路保護施設の維持管理は、それぞれの管理者において、おおむね次の事項を基準に必要な措置を行うものとする。

- イ 重要除雪区間の指定とその除雪方法
- ロ 重要道路保護施設における除雪方法

改正後

- 3 総合的な土砂災害対策(九州森林管理局、生活環境部防災局<u>防災対策企画課</u>、 土木建築部砂防課、農林水産部農村基盤整備課、森林保全課、市町村)
- (1) 土砂災害対策事業の推進

土砂災害の恐れのある箇所については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(以下「土砂災害防止法」という。)に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を推進するとともに、土砂災害特別警戒区域等及び土砂災害危険箇所等の周知に努め、警戒避難体制の整備、一定の開発行為等に対する抑制施策を推進するとともに、土砂災害発生の危険性が高い箇所から、砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による指定を行い、各種砂防事業を実施する等総合的な土砂災害対策を推進する。

イ (略)

- ロ 土砂災害特別警戒区域等及び土砂災害危険箇所の周知等
- (イ)・(ロ) (略)
- (ハ) 市町村は、各種法令の指定要件に該当しない土砂災害危険<u>箇所</u>について もその危険性を住民に周知する。

ハ~ホ (略)

(2)(略)

- 4 雪害予防管理対策
- (1) 道路及び道路保護施設の維持管理

降雪時における道路及び道路保護施設の維持管理は、それぞれの管理者において、除雪作業員及び除雪資機材を確保するなど、必要な措置を行うものとする。

(削除)

(削除)

風水害等対策編

第2部 災害予防	
改正前	改正後
<u>ハ 除雪作業員及び除雪資機材の確保</u>	_(削除)
(2) (略)	(2) (略)
第4節 都市・地域の防災環境整備	第4節 都市・地域の防災環境整備
1 都市計画事業の実施(土木建築部建築住宅課、都市・まちづくり推進課、公	1 都市計画事業の実施(土木建築部 <u>(削除)</u> 都市・まちづくり推進課、公園・
園・生活排水課)	生活排水課)
2 宅地造成地の災害予防対策(土木建築部 <u>建築住宅課</u> 、市町村)	2 宅地造成地の災害予防対策(土木建築部都市・まちづくり推進課、市町村)
3 (略)	3 (略)
第4節・第5節 (略)	第4節・第5節 (略)
第6節 農林水産物の災害予防	第6節 農林水産物の災害予防
1 農産物の災害予防対策(九州農政局、農林水産部農林水産企画課、研究普及課、	1 農産物の災害予防対策(九州農政局、農林水産部農林水産企画課、地域農業振
園芸振興室、農村基盤整備課)	興課、園芸振興課、農村基盤整備課)
(1)~(3)(略)	(1) ~ (3) (略)
2 (略)	2 (略)
第7節 防災調査研究の推進	第7節 防災調査研究の推進
(防災関係機関、生活環境部防災局 <u>防災対策室</u> 、市町村)	(防災関係機関、生活環境部防災局 <u>防災対策企画課</u> 、市町村)
第3章 災害に強い人づくり	第3章 災害に強い人づくり
第1節 自主防災組織	第1節 自主防災組織
1 (略)	1 (略)
2 大分県の現状と課題	2 大分県の現状と課題
大分県における自主防災組織の数は平成 <u>28</u> 年4月1日時点で <u>3,556</u> 組	大分県における自主防災組織の数は平成 <u>29</u> 年4月1日時点で <u>3,586</u> 組
繰り組織索はQ4 10/であり 全国的にカナモ助組が進しでいるが、自主防	

大分県における目主防災組織の数は平成28年4月1日時点で3,556組織、組織率は94.1%であり、全国的にみても取組が進んでいるが、自主防災組織における防災訓練の実施率は平成27年度実績で52.4%となっており、今後は未組織の地域での組織化とともに、組織活動の活性化が課題となっている

_

ている。

織、組織率は96.1%であり、全国的にみても取組が進んでいるが、自主防

災組織における防災訓練の実施率は平成28年度実績で50.3%となってお

り、今後は未組織の地域での組織化とともに、組織活動の活性化が課題となっ

風水害等対策編

第2部 災害予防

改正前	改正後
3 自主防災組織の果たす役割と活動	3 自主防災組織の果たす役割と活動
(1) 行政と地域住民との架け橋(略)	(1) 行政と地域住民との架け橋(略)
(2) 地域コミュニティの活性化と防災体制づくり (略)	(2) 地域コミュニティの活性化と防災体制づくり (略)
	(3) 自主防災組織など自助・共助の取組の促進
	避難訓練等の実施が困難な自主防災組織等に対しては、訓練等の実施とその定
	着を図るため、訓練の計画から実施までの取り組を促進する。
	<u>(4)</u> 防災訓練〜学校との連携(略)
(3) 防災訓練~学校との連携(略)	<u>(5)</u> 防災教育(略)
<u>(4)</u> 防災教育(略)	<u>(6)</u> 避難行動要支援者の把握と支援体制づくり(略)
(5) 避難行動要支援者の把握と支援体制づくり(略)	<u>(7)</u> 率先避難と声かけ(略)
<u>(6)</u> 率先避難と声かけ(略)	
	4 県の推進方針
4 県の推進方針	$(1) \sim (3)$ (略)
(1) ~ (3) (略)	(4) 市町村との連携強化
(4) 市町村との連携強化	・自主防災組織活性化支援センターの設置
・自主防災組織活動促進会議の開催	(5) (略)
(5) (略)	$5\sim 8$ (略)
5~8 (略)	第 2 節 (略)
http://www.combr.	第3節 防災教育
第2節(略)	1 • 2 (略)
第3節 防災教育	1 · 2 (MI)
1 • 2 (略)	3 地域等における防災教育
3 地域等における防災教育	
(1) (略)	(1) (略)

風水害等対策編 第2部 災害予防

(2) 一般県民に対する防災教育

防災対策室は、市町村や防災関係機関と協力して、県民に対する防災教育を実施するとともに、市町村等が行う防災教育に関し必要な助言を行うものとする。 防災教育は、地域の実態に応じて次の事項を含むものとする。

- (3) (略)
- (4) 自主防災組織に対する防災教育

<u>防災対策室</u>は、講習会を開催し、地域の防災リーダー(防災士)を養成するとともに、その者が中心となり自主防災組織の中で指導、啓発することにより、地域コミュニティにおける自主防災組織の充実・活性化を図るものとする。

また、地域防災リーダーの資質向上を図るため、研修会の開催などに取り組む。

(5) 防災上重要な施設における防災教育

防災対策室は、市町村や防災関係機関と連携して、危険物を取り扱う施設、不特定多数の者が出入りする施設、その他防災上重要な施設の管理者に対して、 災害発生時に適切な行動がとれるよう、研修会や講習会等を通じて、防災教育を 行うものとする。

(6) 各種団体等に対する防災教育

防災対策室及び消防保安室は、市町村や防災関係機関と連携して、少年消防 クラブ、ハイスクール消防クラブ、婦人防火クラブ、事業所の自主的な防災組織 である自衛消防組織、その他団体等に対して、研修会や講演会等を通じて防災教 育を行うものとする。(略)

(7) • (8) (略)

第4節 消防団・ボランティアの育成、強化

- 1 消防団の育成・強化(生活環境部防災局防災局消防保安室、市町村)
- (1)消防団の育成・強化の必要性

(2) 一般県民に対する防災教育

防災対策企画課は、市町村や防災関係機関と協力して、県民に対する防災教育を実施するとともに、市町村等が行う防災教育に関し必要な助言を行うものとする。防災教育は、地域の実態に応じて次の事項を含むものとする。

- (3) (略)
- (4) 自主防災組織に対する防災教育

<u>防災対策企画課</u>は、講習会を開催し、地域の防災リーダー(防災士)を養成するとともに、その者が中心となり自主防災組織の中で指導、啓発することにより、地域コミュニティにおける自主防災組織の充実・活性化を図るものと する。

また、地域防災リーダーの資質向上を図るため、研修会の開催などに取り組む。

(5) 防災上重要な施設における防災教育

防災対策企画課は、市町村や防災関係機関と連携して、危険物を取り扱う施設、不特定多数の者が出入りする施設、その他防災上重要な施設の管理者に対して、災害発生時に適切な行動がとれるよう、研修会や講習会等を通じて、防災教育を行うものとする。

(6) 各種団体等に対する防災教育

防災対策企画課及び消防保安室は、市町村や防災関係機関と連携して、少年消防 クラブ、ハイスクール消防クラブ、婦人防火クラブ、事業所の自主的な防災組織で ある自衛消防組織、その他団体等に対して、研修会や講演会等を通じて防災教育 を行うものとする。(略)

(7) • (8) (略)

第4節 消防団・ボランティアの育成、強化

- 1 消防団の育成・強化(生活環境部防災局防災局消防保安室、市町村)
- (1)消防団の育成・強化の必要性

風水害等対策編 第2部 災害予防

消防団は、常備消防と並んで地域社会における<u>消防防災</u>の中核として救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。 (以下、略)

- (2) 消防団の育成・強化策の推進
- イ 消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用なものであることから、 自主防災組織や防災士等と連携を図りながら、これらを地域社会に広め、地域 住民の消防団活動に対する理解を促進し、ひいては消防団への参加、協力する 環境づくりを進める。

ロ 消防団への入団促進

消防団への若者の入団者が減少の傾向にあることから、若年層の消防団員確保に向けたハイスクール消防クラブや大学生消防応援隊の結成・活動支援、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の採用促進等を通じて消防団への入団を促進する。

また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

ハ 消防団組織・制度の多様化

地域住民、女性が入団しやすい組織・制度として特定の活動にのみ参加する 「機能別団員・分団制度」を推進する。

<u>また、初期消火活動を行う地域のボランティア組織「消防団応援隊」の結成</u>を推進する。

- 2 3 (略)
- 4 ボランティアの育成・強化(大分県、市町村、防災関係機関) (略)

このため、県・市町村及び防災関係機関は、ボランティア・NPO等活動の支援

消防団は、常備消防と並んで地域社会における<u>地域防災力</u>の中核として救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。 (以下、略)

- (2) 消防団の育成・強化策の推進
- イ 消防団員への理解の促進

消防団は、地域防災力の中核として位置づけられていることから、自主防災 組織や防災士等と連携を図りながら、地域住民の消防団活動に対する理解を促 進し、ひいては消防団への加入、協力する環境づくりを進める。

ロ 消防団への加入促進

消防団員数は少子高齢化等の要因から減少の傾向にあるため、若年層をは じめとする地域住民に対する消防防災思想の普及啓発を担う地域消防アドバイ ザーへの活動支援、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の採用促進等を 通じて消防団への加入を促進する。

また、消防団員の資質向上を図るため<u>、消防学校における教育訓練の充実を</u>図る。

ハ 消防団組織・制度の多様化

地域住民、女性が入団しやすい組織・制度として特定の活動にのみ参加する「機能 別団員・分団制度」、特に、大規模災害時に限定して出動し、基本団員だけでは対 応できない役割を担う「大規模災害団員」の導入を促進する。

2 • 3 (略)

4 ボランティアの育成・強化(大分県、市町村、防災関係機関) (略)

このため、県・市町村及び防災関係機関は、ボランティア・NPO等活動の支援

風水害等対策編 第2部 災害予防

改正前

に関する情報提供やコーディネート等を実施する「おおいたボランティア・NP Oセンター」及び「大分県災害ボランティアネットワーク連絡協議会」などと連 携し、平常時からボランティア・NPO等と顔が見える協働関係を構築するとと もに、防災士や防災コーディネーターなどを早期に育成し、併せてボランティア・ NPO等が効果的に活動できる環境整備を行う。

についても「減災を目指すNPOネット(仮称)」を創設し、災害時にNPOが 活動する基盤となるネットワークを構築する。

あわせて、災害ボランティアセンター運営の核となるリーダーの更なる育成 や、運営実務をおこなうスタッフを育成するために、県・市町村社会福祉協議会 職員や県・市町村職員等を対象に研修を実施する。

第5節 要配慮者の安全確保

(略)

- 1 地域における要配慮者対策(福祉保健部地域福祉推進室・健康づくり支援課・ 高齢者福祉課・こども未来課・こども・家庭支援課・障害福祉課、生活環境 部防災局防災対策室、市町村、公共的団体、自主防災組織)
- (1) 避難行動要支援者名簿の作成及び名簿の活用等

イ~ニ (略)

ホ 生活環境部防災局防災対策室及び福祉保健部地域福祉推進室は、市町村にお ける避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体 制の整備、避難訓練の実施等を支援する。

へ (略)

(2) 避難誘導体制の整備

市町村は、避難行動要支援者の避難誘導が円滑に行われるよう、平常時に おいて、自主防災組織との協働により地域ごとに緊急避難場所の確保及び避 改正後

に関する情報提供やコーディネート等を実施する「(福)大分県社会福祉協議会 大 | 分県ボランティア・市民活動センター| や「(公財)おおいた共創基金 | などと 連携し、平時からボランティア・NPO等と顔が見える協働関係を構築し、ボラン ティア・NPO等が効果的に活動できる環境整備を行う。

また、大分県社会福祉協議会及び各市町村社会福祉協議会が設置する災害ボラ また、災害時に救援活動に参加する現行ボランティア登録制度のほか、NPO | ンティアネットワークに参画し、協力・連携体制の整備、情報交換、災害時の備 え等を行う。

> さらに、災害ボランティアセンター運営の核となるリーダーの更なる育成や、 運営実務を行うスタッフを育成するため、県・市町村社会福祉協議会職員や県・ 市町村職員等を対象に研修を実施する。

第5節 要配慮者の安全確保

(略)

- | 1 地域における要配慮者対策(福祉保健部福祉保健企画課・健康づくり支援課・ 高齢者福祉課・こども未来課・こども・家庭支援課・障害福祉課、生活環境 部防災局防災対策企画課、市町村、公共的団体、自主防災組織)
 - (1) 避難行動要支援者名簿の作成及び名簿の活用等

イ~ニ (略)

ホ 生活環境部防災局防災対策企画課及び福祉保健部福祉保健企画課は、市町村に おける避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認 体制の整備、避難訓練の実施等を支援する。

へ (略)

(2) 避難誘導体制の整備

市町村は、避難行動要支援者の避難誘導が円滑に行われるよう、平常時に おいて、自主防災組織との協働により地域ごとに緊急避難場所の確保及び避

風水害等対策編 第2部 災害予防

難路の整備を行うとともに、定期的な防災訓練により検証を進める。

また、市町村は、自力での移動が困難な避難行動要支援者の避難に際して、 各自主防災組織が地域の実情に応じて、個々の避難支援プラン等により自動 車の利用など移動手段をあらかじめ定めておくよう支援する。

一方、生活環境部防災局<u>防災対策室</u>は、市町村における避難誘導体制の整備に対し支援する。

(3)福祉避難所の指定

(略)

福祉保健部福祉保健企画課、<u>地域福祉推進室</u>、健康づくり支援課、高齢者福祉課、こども未来課・こども・家庭支援課、障害福祉課は、市町村における福祉避難所の指定・ 運営を支援するため、所管の社会福祉法人等に対し、所有する施設の使用や職員の派 遣等について協力を要請する。

(略)

(4) 防災設備・物資・資機材等の整備

防災対策室及び市町村は、災害初期の食料・飲料水等について、おおむね3日間を住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう事前の備えを推進するための 啓発を行う。地域福祉推進室及び市町村は、要配慮者に配慮した救援活動が行えるよう、物資の備蓄・調達体制の整備を行う。

(5) (略)

2 社会福祉施設における要配慮者対策(福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>・高齢者福祉課・こども未来課・こども・家庭支援課・障害福祉課、<u>監査指導室</u>、生活環境部防災局<u>防災対策室</u>、市町村、社会福祉施設・病院等の管理者、自主防災組織)

- (1) (2) (略)
- (3) 要配慮者を考慮した防災基盤の整備

難路の整備を行うとともに、定期的な防災訓練により検証を進める。

また、市町村は、自力での移動が困難な避難行動要支援者の避難に際して、 各自主防災組織が地域の実情に応じて、個々の避難支援プラン等により自動 車の利用など移動手段をあらかじめ定めておくよう支援する。

- 一方、生活環境部防災局<u>防災対策企画課</u>は、市町村における避難誘導体制の整備に対し支援する。
- (3) 福祉避難所の指定

(略)

福祉保健部福祉保健企画課、健康づくり支援課、高齢者福祉課、こども未来課・こども・家庭支援課、障害福祉課は、市町村における福祉避難所の指定・運営を支援するため、所管の社会福祉法人等に対し、所有する施設の使用や職員の派遣等について協力を要請する。

(略)

(4) 防災設備・物資・資機材等の整備

防災対策企画課及び市町村は、災害初期の食料・飲料水等について、おおむね3 日間を住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう事前の備えを推進するための啓発を行う。福祉保健企画課及び市町村は、要配慮者に配慮した救援活動が行えるよう、物資の備蓄・調達体制の整備を行う。

(5) (略)

- 2 社会福祉施設における要配慮者対策(福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>・高齢者福祉 課・こども未来課・こども・家庭支援課・障害福祉課、<u>保護・監査指導室</u>、 生活環境部防災局<u>防災対策企画課</u>、市町村、社会福祉施設・病院等の管理者、 自主防災組織)
- (1) (2) (略)
- (3) 要配慮者を考慮した防災基盤の整備

風水害等対策編 第2部 災害予防

市町村は、施設利用者及び入所者の災害対応能力及び社会福祉施設の立地を考慮 し緊急避難場所及び避難路等の防災基盤の整備を図る。また、<u>防災対策室</u>は、市 町村の防災基盤の整備事業を支援する。

 $3 \sim 6$ (略)

(新設)

第6節 帰宅困難者の安全確保

(略)

1 宿泊場所の確保(市町村・企画振興部観光・地域局交通政策課・生活環境部 防災局防災対策室・交通機関・事業所・学校)

市町村は、中心部の公共的施設等を宿泊所として提供できるよう施設の管理者等とあらかじめ使用協定を締結するよう努める。なお、宿泊所の確保にあたっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮した宿泊所の運営に努める。

事業所・学校等は帰宅困難者の宿泊に対応できるよう食料・水・毛布などの生活 用品の備蓄に努める

生活環境部防災局防災局<u>防災対策室</u>は市町村と公共的施設等との協定締結を支援する。

企画振興部観光・地域局交通政策課は、代替交通機関の確保等についてJR等の 交通機関と検討を行う。

2 県民、事業所・学校等への啓発(生活環境部防災局<u>防災対策室</u>、市町村) (略)

第7節・第8節 (略)

市町村は、施設利用者及び入所者の災害対応能力及び社会福祉施設の立地を考慮 し緊急避難場所及び避難路等の防災基盤の整備を図る。また、<u>防災対策企画課</u>は、 市町村の防災基盤の整備事業を支援する。

 $3 \sim 6$ (略)

7 要配慮者利用施設管理者等が実施する避難確保計画作成の支援

県は、水防法に基づく浸水想定区域内又は土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内に存する要配慮者利用施設であって市町村地域防災計画に名称及び所在地が定められた施設の管理者等が実施する避難行動確保計画作成を支援する。

第6節 帰宅困難者の安全確保

(略)

1 宿泊場所の確保(市町村・企画振興部観光・地域局交通政策課・生活環境部防 災局防災対策企画課・交通機関・事業所・学校)

市町村は、中心部の公共的施設等を宿泊所として提供できるよう施設の管理者等とあらかじめ使用協定を締結するよう努める。なお、宿泊所の確保にあたっては、 男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮した宿泊所の運営に努める。

事業所・学校等は帰宅困難者の宿泊に対応できるよう食料・水・毛布などの生活 用品の備蓄に努める

生活環境部防災局防災局<u>防災対策企画課</u>は市町村と公共的施設等との協定締結を 支援する。

企画振興部観光・地域局交通政策課は、代替交通機関の確保等についてJR等の 交通機関と検討を行う。

2 県民、事業所・学校等への啓発(生活環境部防災局<u>防災対策企画課</u>、市町村) (略)

第7節・第8節 (略)

風水害等対策編 第2部 災害予防

改正前	改正後
第4章 迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実	第4章 迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実
第1節 初動体制の強化(生活環境部防災局 <u>防災対策室</u>)	第1節 初動体制の強化(生活環境部防災局 <u>防災対策企画課</u>)
(1) (略)	(1) (略)
(2)受援計画の策定	(2)受援計画の策定
県は、救助・救急、消火活動、医療活動及び物資調達等の応援を受ける際の要	県は、救助・救急、消火活動、医療活動及び物資調達等の応援を受ける際の要
請の手順、活動拠点等の基本的事項をあらかじめ整理することにより、警察、消	請の手順、活動拠点等の基本的事項をあらかじめ整理することにより、警察、消
防及び自衛隊等の広域的な応援を迅速かつ効率的に受入れる体制を確保するた	防及び自衛隊等の広域的な応援を迅速かつ効率的に受入れる体制を確保するため
め受援計画を策定する。	受援計画を策定する。
また、市町村における受援計画が早期に策定されるよう支援する。	また、発災時は迅速な生活再建(避難所運営、罹災証明書の発行、仮設住宅建
	<u>設等</u>)が強く求められるが、その中心的業務を担う被災市町村において、必要十
	分な応援職員を確保することが重要になることから、市町村における受援計画が
	早期に策定されるよう支援する。
(3) • (4) (略)	(3)・(4) (略)
(5) 観測、予報、通信施設・設備等の整備及び災害情報の収集・伝達体制の充	(5) 観測、予報、通信施設・設備等の整備及び災害情報の収集・伝達体制の充
実(生活環境部防災局 <u>防災対策室</u> 、土木建築部河川課・砂防課)	実(生活環境部防災局 <u>防災対策企画課</u> 、土木建築部河川課・砂防課)
(略)	(略)
第2節 活動体制の確立	第2節 活動体制の確立
(略)	(略)
1 県職員の防災能力の向上(生活環境部防災局 <u>防災対策室</u>)	1 県職員の防災能力の向上(生活環境部防災局 <u>防災対策企画課</u>)
(略)	(略)
2 連携体制の充実及び応援体制の強化(生活環境部防災局 <u>防災対策室</u> ・消防保	2 連携体制の充実及び応援体制の強化(生活環境部防災局防災対策企画課・消防
安室)	保安室)
$(1) \sim (4)$ (略)	$(1) \sim (4)$ (略)

改正前

(5) 広域応援体制の強化

被害が甚大で市町村及び県において対応が困難な場合、県外からの応援を求める必要がある。

県では、「九州・山口9県災害時応援協定」を<u>始め</u>、「防災消防ヘリコプター相互応援協定」<u>の締結などを積極的に進めて</u>いるところであるが、今後とも、応援体制の充実強化を図る。

予定していた県外からの部隊・物資等の支援を受けられず、県内に有する資源 のみで一定期間対応することを想定し、県内に有する資源を明らかにし、活動の 優先順位付けを行い対処する方法をあらかじめ検討する必要がある。

(6) • (7) (略)

3 物資、資機材の確保体制の充実(生活環境部防災局<u>防災対策室</u>、消防保安室、県民生活・男女共同参画課、福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>・医療政策課、薬務室、商工労働部商工労働企画課、農林水産部農林水産企画課、警察本部) (略)

- 4 交通確保・輸送体制の充実(生活環境部防災局<u>防災対策室</u>、土木建築部道路 建設課・道路保全課、警察本部交通規制課)
- (1) 地域内輸送拠点の選定

各市町村において、地域内輸送拠点を選定する。県等からの物資を集積し、 指定避難所への輸送拠点とする。なお、地形等の理由から、隣接市町村の地域 内輸送拠点を使用することが効率的、効果的な場合は、当該市町村に要請し連 携して行う。

県は避難所への物資の円滑な供給のために九州各県<u>等が保有する施設の相互</u>利用を検討する。

- (2) (略)
- (3) 緊急輸送道路の整備等

(5) 広域応援体制の強化

被害が甚大で市町村及び県において対応が困難な場合、県外からの応援を求める必要がある。

改正後

県では、「九州・山口9県災害時応援協定」を<u>はじめ</u>、「防災消防ヘリコプター相互応援協定」等を締結し、広域応援体制を整備しているところであるが、今後とも、必要に応じ個別協定を締結するなど、応援体制の充実強化を図る。

予定していた県外からの部隊・物資等の支援を受けられず、県内に有する資源 のみで一定期間対応することを想定し、県内に有する資源を明らかにし、活動の 優先順位付けを行い対処する方法をあらかじめ検討する必要がある。

(6) • (7) (略)

3 物資、資機材の確保体制の充実(生活環境部防災局<u>防災対策企画課</u>、消防保安室、県民生活・男女共同参画課、福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>・医療政策課、薬務室、商工労働部商工労働企画課、農林水産部農林水産企画課、警察本部) (略)

- 4 交通確保・輸送体制の充実(生活環境部防災局<u>防災対策企画課</u>、土木建築部道 路建設課・道路保全課、警察本部交通規制課)
- (1) 地域内輸送拠点の選定

各市町村において、地域内輸送拠点を選定する。県等からの物資を集積し、 指定避難所への輸送拠点とする。なお、地形等の理由から、隣接市町村の地域 内輸送拠点を使用することが効率的、効果的な場合は、当該市町村に要請し連 携して行う。

県は避難所への物資の円滑な供給のために九州各県や<u>市町村が保有する施設</u>の相互利用や県内外の民間倉庫等の利用を検討する。

- (2) (略)
- (3) 緊急輸送道路の整備等

風水害等対策編 第2部 災害予防

イ 緊急輸送道路の見直し

土木建築部等は、第2節第4(1)において、<u>各市町村が地域内輸送拠点を選定した後、緊急輸送道路(第2部第2章第6節)が選定された輸送拠点に接続するよう、必要に応じ緊急輸送道路ネットワーク計画を見直す。</u>

(4) (略)

5 (略)

6 広域防災拠点の整備(生活環境部防災局防<u>災危機管理課・防災対策室</u>、土木建築部公園・生活排水課、港湾課)

(略)

7 被災住宅の被害調査の迅速化のための対策(生活環境部防災局<u>防災対策室</u>、市町村)

早期の復旧・復興の観点から、迅速・円滑な被害調査が求められているため、 県として、定期的に住家被害調査研修会を開催し、市町村職員の被害調査技術の 向上を図るとともに、市町村間の応援協定の活用により、被害調査に係る市町村間の応援体制の構築を市町村に指導する。

第3節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実(生活環境部<u>防</u>防災局防災対策室、企画振興部観光・地域局地域振興課・国際政策課、福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>・医療政策課・健康づくり支援課・高齢者福祉課・こども未来課・こども・家庭支援課・障害福祉課、商工労働部情報政策課、土木建築部河川課・建築住宅課・都市・まちづくり推進課、教育庁教育改革・企画課、海上保安部) (略)

 $(1) \sim (4)$ (略)

(5) 救急医療対策の充実

イ 緊急輸送道路の見直し

土木建築部等は、第2節第4(1)において、<u>各市町村が選定する地域内輸送拠点など、防災拠点が更新されれば、必要に応じて緊急輸送道路ネットワーク計画</u>(第2部第2章第6節)を見直す。

(4) (略)

5 (略)

6 広域防災拠点の整備(生活環境部防災局<u>防災対策企画課・危機管理室</u>、土木建築部公園・生活排水課、港湾課)

(略)

7 被災住宅の被害調査の迅速化のための対策(生活環境部防災局<u>防災対策企画</u> 課、市町村)

早期の復旧・復興の観点から、迅速・円滑な被害調査が求められているため、 県として、定期的に住家被害調査研修会を開催し、市町村職員の被害調査技術の 向上を図るとともに、市町村間の応援協定の活用により、被害調査に係る市町村間の応援体制の構築を市町村に指導する。

また、住家被害認定調査の調査員を養成・登録する仕組みの構築を検討するなど、調査体制の強化に努める。

第3節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実(生活環境部防災局防災対策企画課、企画振興部観光・地域局地域振興課・国際政策課、福祉保健部福祉保健企画課・医療政策課・健康づくり支援課・高齢者福祉課・こども未来課・こども・家庭支援課・障害福祉課、商工労働部情報政策課、土木建築部河川課・建築住宅課・都市・まちづくり推進課、教育庁教育改革・企画課、海上保安部)

(略)

(1)~(4)(略)

(5) 救急医療対策の充実

風水害等対策編 第2部 災害予防

NO = 41, NO 104	
改正前	改正後

イ (略)

(イ)~(二) (略)

(ホ) 超急性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーター及び薬事に関わる人的資源の適正配置と医薬品の管理・供給を調整する災害薬事コーディネーターの登録

(へ) ~ (ヌ) (略) ロ (略)

(6) • (7) (略)

2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実(教育庁教育改革企画課、生活 環境部県民生活・男女共同参画課、福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>・医療政策課・ 健康づくり支援課・高齢者福祉課・こども未来課・こども・家庭支援課・障害 福祉課、土木建築部建築住宅課、商工労働部工業振興課・商業・サービス業振 興課、企画振興部統計調査課、市町村)

(略)

 $(1) \sim (8)$ (略)

(9) 被災者の生活再建等のための台帳整備に関する事前措置

災害対策基本法第90条の3に規定する被災者台帳は、発災後の被災者の 援護を総合的かつ効率的に実施するために有効であることから、市町村は、 被災者台帳の作成や、本人の同意確認、外部提供に係る申請受付窓口、情報 を集約する担当課など運用に係るルールをあらかじめ検討するとともに、被 災者台帳に係るシステムの導入について検討する。 イ (略)

(イ)~(二) (略)

(ホ) 超急性期の医療救護活動を統括する災害医療コーディネーター及び<u>災</u> 害時における小児周産期医療に特化した救護活動を行う災害時小児周産 期リエゾン並びに薬事に関わる人的資源の適正配置と医薬品の管理・供 給を調整する災害薬事コーディネーターの登録

(へ) ~ (ヌ) (略) ロ (略) (6) · (7) (略)

2 被災者の保護・救援のための事前措置の充実(教育庁教育改革企画課、生活環境部県民生活・男女共同参画課、福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>・医療政策課・健康づくり支援課・高齢者福祉課・こども未来課・こども・家庭支援課・障害福祉課、土木建築部建築住宅課、商工労働部工業振興課・商業・サービス業振興課、企画振興部統計調査課、市町村)

(略)

 $(1) \sim (8)$ (略)

(9)被災者の生活再建等のための台帳整備に関する事前措置

災害対策基本法第90条の3に規定する被災者台帳は、発災後の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために有効である。そこで熊本地震の検証に基づき、大規模災害時に迅速な罹災証明書の発行、県内市町村の相互応援・受援等の観点から、全県統一の被災者台帳システムの導入に向けて、運用のルール等をあらかじめ検討する。

風水害等対策編 第2部 災害予防

第4節 救助物資の備蓄

1	エリア・場所		丰田		主部	ф	ii.	南部	1	Æ		西部		找部
		大分		別府、杵築、国東、 姫島、日出	由市、日件、津久見		佐伯	量後大野、竹田		日田、九重、取珠			中津、宇佐、 昼後高田	
	間	景介護研修 センター	景庁舎 別館		日出 総合庁舎	(旧) 白杵 肉果真校	由市 保健部	佐伯 総合庁舎	聖後大野 総合庁舎	竹田 総合庁舎	取珠 総合庁舎	日田 総合庁舎	西部 保健所	北部 保健所
1	老市	0			0	0		0	0		0	0	0	0
2	アルファ米		0		0	0	0	0	0		0	0	0	0
3	おかず(いいれい)				0	0			0		0	0		
4	保存數料水(2(()/5/47%)				0	0			0		0	0		
5	粉シレク(普通)		0		0		0	0	0				0	0
9	粉シルク(TVAギー対応)		0		0		0	0	0		0		0	0
1	使い捨て容器(食器)	0			0		0	0	0		0		0	0
8	IRA	************	0		0	remonens	0	0	0		0	207207237237237	0	0
9	小児用おむつ	0			0	0	0	0		0	0		0	0
10	大人用おむつ	0			0	0	0	0		0	0		0	0
tt	生理用品	0	CHOMOROM		0	0	0	0	NO MO MO MO MO	0	0	345345345345345	0	0
12	服失業パッド	0			0	0	0	0		0	0		0	0
13	ウェットティッシュ	0			0		0	0		0	0		0	0
14	原見としく凝固剤もり込〉	0			0	0	cionononos	0		0	0	LUNDINDINDINDI	0	0
15	携帯行し	0			0	0		0		0	0		0	0
16	Hレ用テント	0			0	0		0		0	0		0	0
17	MP	0			0	0		0		0	0	71.171.171.171.171.171.171	0	0
18	カーインバーター	0			0	0		0		0	0		0	0
19	原見数ポールベッド			0						•				
20	原見股ボールパーティション			0										
21	ストーマ用装具(人工膀胱用)	0	K.W.W.W.	******										* * * * * * *
22	ストーマ用装具(人工肛門用)	0		*******	1									

平成 29年4月1日現在の備蓄状況

第4節 救助物資の備蓄

エリア・場所		景所 本部			2	剖	中的	6	南部	9W		西部			北部
		大分		別府、杵築、国東、 姫島、日出		由布、日杵、津久見		佐伯	星後大野、竹田		日田、九豐、玖珠			中津、丰佐、	
	嗣	県介護研 修わ分	果庁舎 別館	ピーコン プラザ	日出 総合庁舎	(旧)山香 農業高校	(旧)白杵 商業事校	由市 保健部	佐伯 総合庁舎	豊後大野 総合庁舎	竹田 総合庁舎	玖珠 総合庁舎	日田 総合庁舎	西部 保健所	北部 保健所
1	毛布	0			0		0		0			0	0	0	0
2	アルファ米	0	0		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
3	おかず(いれたい-)	0			0	0	0			0		0	0		
4	保存飲料水(2以入外有14)	0			0	0	0			0		0	0		
5	粉ミルク(普通)		0		0			0	0	0		0		0	0
6	粉ミルク(7いは・一対応)		0		0			0	0	0		0		0	0
7	使い捨て容器(食器)	0	0		0				0	0		0		0	0
8	注 取版		0		0			0	0	0		0		0	0
9	小児用おむつ	0			0		0	0	0		0	0		0	0
10	大人用がむつ	0			0		0	0	0		0	0		0	0
11	生理用品	0			0		0	0	0		0	0		0	0
12	尿失業パッド	0			0		0	0	0		0	0		0	0
13	ウェットティッシュ	0			0		0	0	0		0	0		0	
14	簡易トイレ(凝固剤セル込)	0			0		0		0		0	0		0	0
15	機帯・ル	0			0		0		0		0	0		0	0
15	トイル用テント	0			0		0		0		0	0		0	0
17	カイロ	0	0		0		0		0		0	0		0	0
18	カーインバーター	0			0		0		0		0	0		0	0
19	簡易段ポールベッド			0											
20	ストーマ用装具(人工膀胱用)	0													4
21	ストーマ用装具(人工紅門用)	0													j,
22	アルミマット						0		ĺ						Ĩ
23	タオル						0								
24	ブルシート						0								

平成 30年4月1日現在の備蓄状況

風水害等対策編

第2部 災害予防

改正前	改正後
第5章 その他の災害予防	第5章 その他の災害予防
第1節 災害対策基金の確保	第1節 災害対策基金の確保
(略)	(略)
1 災害救助基金の積立(福祉保健部地域福祉推進室)	1 災害救助基金の積立(福祉保健部 <u>福祉保健企画課</u>)
(略)	(略)
2 災害救助基金の管理運用(福祉保健部地域福祉推進室)	2 災害救助基金の管理運用(福祉保健部 <u>福祉保健企画課</u>)
(略)	(略)
3 市町村に対する指導(総務部市町村振興課、生活環境部 <u>防災局防災対策室</u> 、	3 市町村に対する指導(総務部市町村振興課、生活環境部 <u>防災局防災対策企画課</u> 、
市町村)	市町村)
(略)	(略)

風水害等対策編

定めるところによって確立する。

第3部 災害応急対策 改正前 改正後 第1章 災害応急対策の基本方針 第1章 災害応急対策の基本方針 1 (略) (略) 2 被災市町村への積極的支援 2 被災市町村への積極的支援 災害応急対策の実施については、住民に最も身近な行政主体として第一順位と 災害応急対策の実施については、住民に最も身近な行政主体として第一順位と しては市町村があたり、県は広域にわたり総合的な処理を必要とするものに取り しては市町村があたり、県は広域にわたり総合的な処理を必要とするものに取り 組むものである。しかしながら、市町村の対応能力を超えるような災害が発生し 組むものである。しかしながら、市町村の対応能力を超えるような災害が発生し た場合、又は市町村行政の中枢が被害を受けその機能が麻痺した場合は、市町村 た場合、又は市町村行政の中枢が被害を受けその機能が麻痺した場合は、市町村 が被災者に対して迅速かつ的確な災害応急対策を施すことは難しい。そのため、 が被災者に対して迅速かつ的確な災害応急対策を施すことは難しい。そのため、 県は、災害発生後、早期に市町村の対応能力を見極め、必要に応じて防災要員の 県は、災害発生後、早期に市町村の対応能力を見極め、必要に応じて防災要員の 派遣、通信連絡機器の支援等を行うとともに、応援要請があった場合は、被災市 派遣、通信連絡機器の支援等を行うとともに、応援要請があった場合は、被災市 町村のニーズと応援可能市町村の調整・仲介を実施するものとする。 町村のニーズと応援可能市町村の調整・仲介を実施するものとする。 また、県単独では十分な応急対策ができない場合、「九州・山口9県災害時応 援協定」等に基づく広域的な応援を要請することとする。 3 • 4 (略) 3 • 4 (略) 第2節·第3節(略) 第2節・第3節(略) 第2章 活動体制の確立 第2章 活動体制の確立 第1節 組織 第1節 組織 災害応急対策を総合的、かつ集中的に実施するために必要な組織は、この節の 災害応急対策を総合的、かつ集中的に実施するために必要な組織は、この節の

定めるところによって確立する。

風水害等対策編

改	E前	改正後					
○県災害対策本部の設置<生活環境部隊(略)	< >内は主に担当する班等 5災局 <u>防災対策室</u> >	< >内は主に担当する班等 ○県災害対策本部の設置<生活環境部防災局 <u>防災対策企画課</u> > (略)					
 (略) 災害発生時における県の組織体制(略) (1)災害対策連絡室イ災害対策連絡室(イ)・(ロ)(略) 		 (略) 災害発生時における県の組織体制 (略) (1)災害対策連絡室 イ災害対策連絡室 (イ)・(ロ)(略) 					
(ハ)組織・職制室長副室長・室員	<u>防災対策室</u> 長 別に定める職員	(ハ) 組織・職制 室長 防災対策企画課長 副室長・室員 別に定める職員					
 (二)~(へ)(略) 口(略) (2)災害警戒本部 イ災害警戒本部 (イ)・(ロ)(略) (ハ)組織・職制 		 (二) ~ (へ) (略) ロ(略) (2) 災害警戒本部 イ 災害警戒本部 (イ)・(ロ)(略) (ハ)組織・職制 					
本部長 副本部長 (ニ)・(ホ) (略)	生活環境部防災局長室長生活環境部危機管理監	本部長 副本部長 (二)・(ホ) (略)	生活環境部防災局長室長 生活環境部 <u>防災</u> 危機管理監				

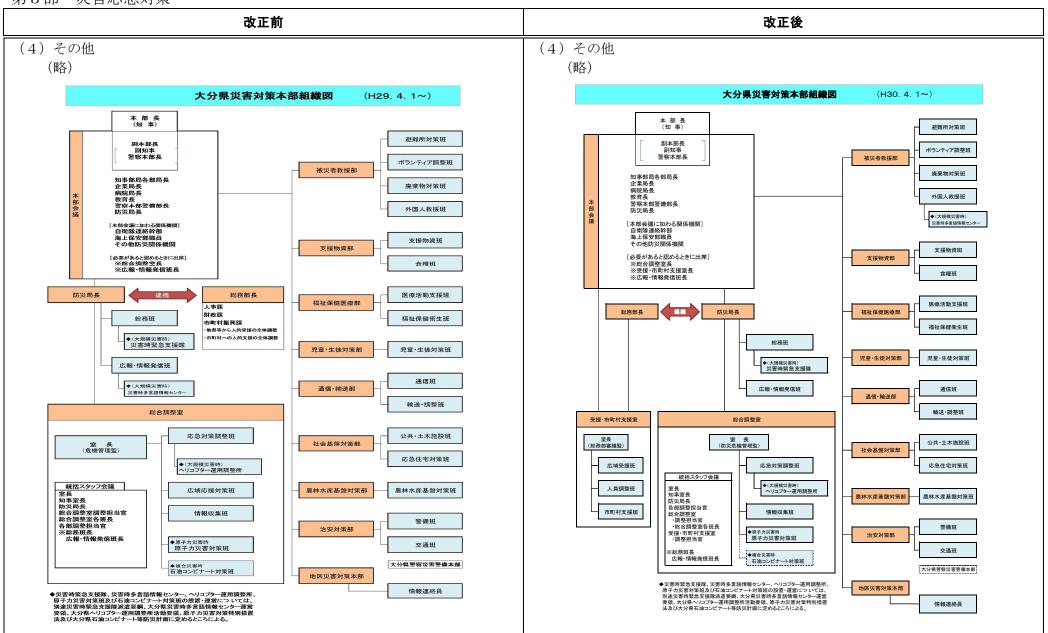
風水害等対策編

改正前		改正後	
(へ) その他		(へ)その他	
a. 災害に関する情報等を一元的に掌握し、災害応急対策を円滑に処理するため		a. 災害に関する情報等を一元的に掌握し、災害応急対策を円滑に処理するため	
情報室を設置する。		情報室を設置する。	
室長	<u>防災対策室</u> 長	室長	<u>防災対策企画課</u> 長
副室長・室員	別に定める職員	副室長・室員	別に定める職員
b · c (略)		b · c (略)	
口(略)		口 (略)	
 (3) 災害対策本部 イ 災害対策本部 (イ)・(ロ) (略) (ハ)組織・職制 a (略) b (略) <u>(新設)</u> 		(3) 災害対策本部 イ 災害対策本部 (イ)・(ロ)(略) (ハ)組織・職制 a(略) b(略) <u>c. 広域受援に関する情報を一元化るため、受援・市町村支援室を</u> 室長 室員	に掌握し、広域応援対策を円滑に処理す 設置する。 総務部審議監 別に定める職員
<u>c</u> . 各種の災害応急対策の実施及び災害情報の収集等を遂行するため、部及 び班を設置する。(略)		<u>d</u> 各種の災害応急対策の実施及び災害情報の収集等を遂行するため、部及び 班を設置する。(略)	
(二) 処理すべき主な事項 a ~ d (略) (新設)		(二) 処理すべき主な事項 a~d (略) e.受援・市町村支援室の主な処理事務 ・ 他の都道府県等からの連絡員の受入れ ・ 九州・山口 9 県被災地支援対策本部への応援要請 ・ 災害時緊急支援隊長及び副隊長候補者の人選 ・ 県への応援必要人数の把握	

風水害等対策編

改正前	改正後
	・ 県内被災市町村への応援可能な県職員数の把握
	・ 他の都道府県からの応援職員の受入れ
	・ 被災市町村への派遣必要人数の把握
	・ 被災市町村以外の市町村への応援職員の派遣要請
<u>e.</u> 各部の主な処理事務	<u>f</u> . 各部の主な処理事務
【被災者救援部】	【被災者救援部】
・避難所開設への協力・支援	・避難所開設 <u>・運営</u> への協力・支援
・避難所における被災者からの要望状況の把握	・避難所における被災者からの要望状況の把握
・ボランティア活動に関する情報の一元管理	・ボランティア活動に関する情報の一元管理
・大分県ボランティア・市民活動センター等との連絡調整及び情報	・大分県ボランティア・市民活動センター等との連絡調整及び情報
の共有	の共有
・ボランティアの要請及び派遣についての調整	・ボランティアの要請及び派遣についての調整
・廃棄物の処理方法及び集積場所についての助言及び情報提供	・廃棄物の処理方法及び集積場所についての助言及び情報提供
(支援物資部からの変更)	・消費生活相談所の開設
(支援物資部からの変更)	<u>・生活関連物資の価格調査及び監</u> 視
(新設)	・被災した留学生等の在住外国人や外国人観光客等への情報提供・
	<u>支援</u>
【支援物資部】	【支援物資部】
・食料、飲料水、生活用品等の供給及びあっせん	・食料、飲料水、生活用品等の供給及びあっせん
・市町村に対する救助物資等の配分	・市町村に対する救助物資等の配分
・給水班の派遣	・給水班の派遣
・支援食料、義援物資等の受入	・支援食料、義援物資等の受入
・消費生活相談所の開設	(被災者救援部への変更)_
・生活関連物資の価格調査及び監視	_(被災者救援部への変更)_
・大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握	・大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握
・緊急輸送車両等に必要な燃料の確保	・緊急輸送車両等に必要な燃料の確保
【福祉保健医療部】	【福祉保健医療部】
(略)	(昭各)
(ホ) ~ (ト) (略)	(ホ)~(ト) (略)
ロ・ハ (略)	ロ・ハ (略)

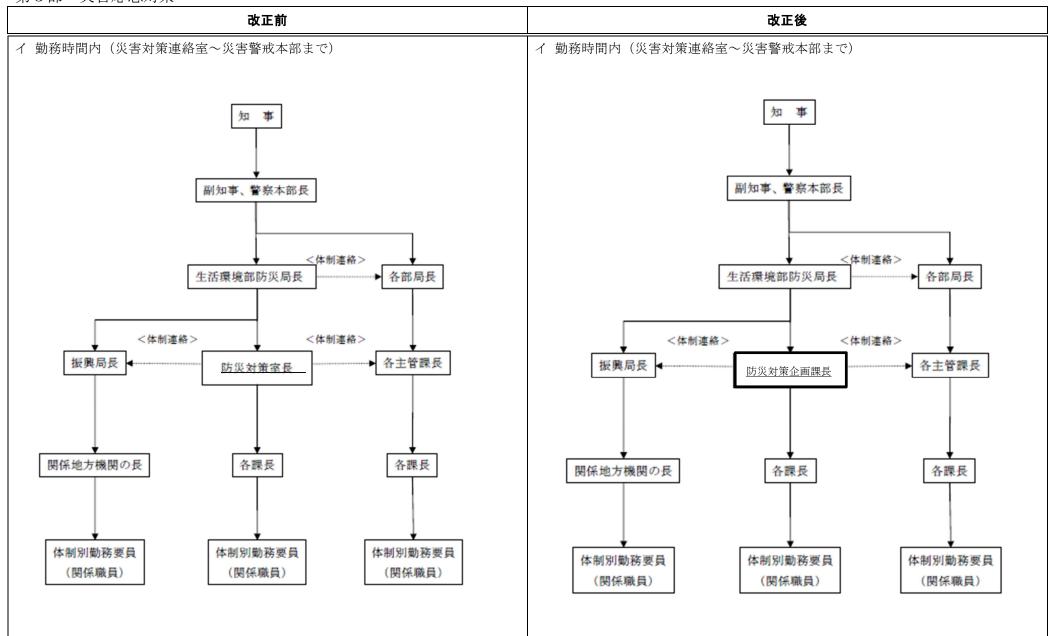
風水害等対策編



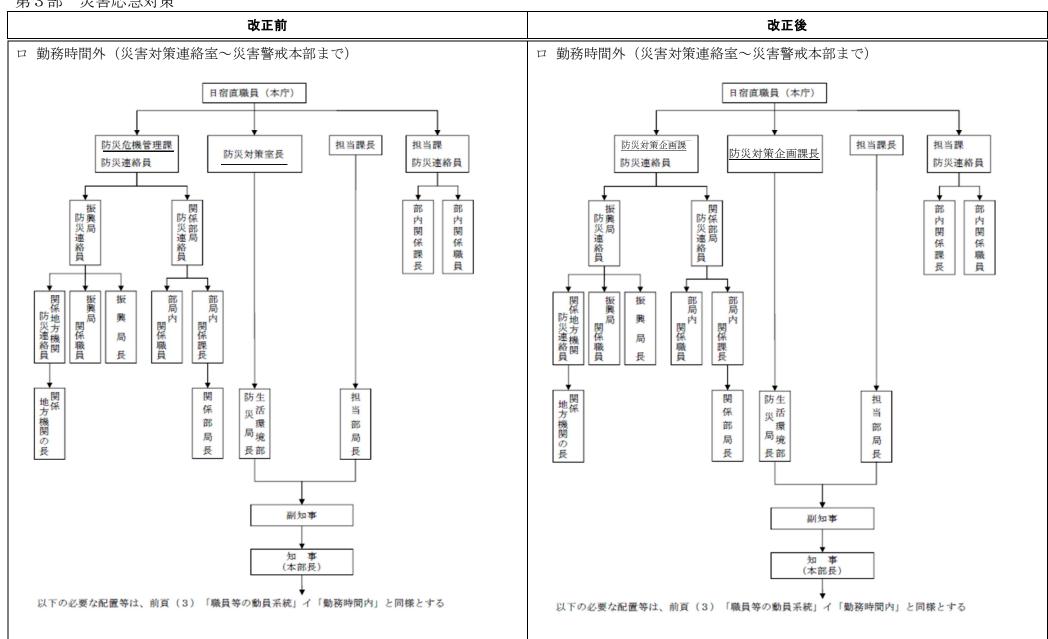
風水害等対策編

改正前	改正後
3~17 (略)	3 ~ 1 7 (略)
第 2 節 動員配備	第 2 節 動員配備
(略)	(略)
1 (略)	1 (略)
2 県の動員配備体制	2 県の動員配備体制
(1) • (2) (略)	(1)・(2) (略)
(3)職員等の動員系統	(3)職員等の動員系統

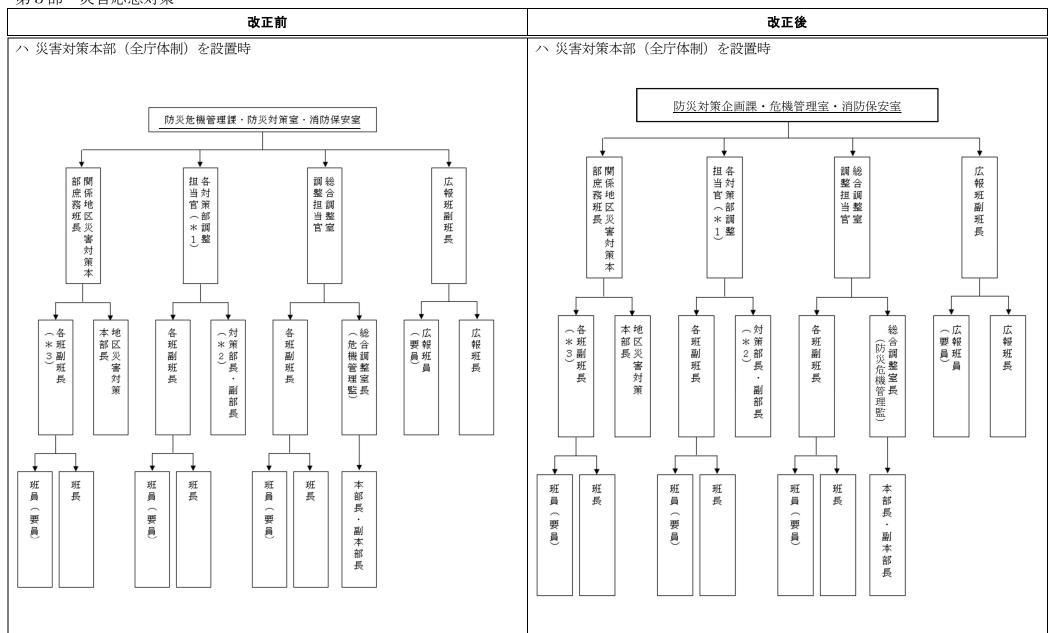
風水害等対策編



風水害等対策編



風水害等対策編



風水害等対策編

改正前	改正後
(4)~(6) (略)	(4) ~ (6) (略)
3~5 (略)	3~5 (略)
第3節 通信連絡手段の確保	第3節 通信連絡手段の確保
(略)	(略)
1 (略)	1 (略)
2県における通信連絡手段の確保 (1) (18)	2県における通信連絡手段の確保 (1) (1) (18)
(1)~(5)(略) (6)被災地における通信連絡手段の確保	(1)~(5)(略) (6)被災地における通信連絡手段の確保
(6) 放火地における地信連船子及り催休 イ (略)	(0) 依次地における地信連絡手段の催休 イ (略)
ロ 孤立防止対策用衛星電話等の無線局の活用	ロ 孤立地区における衛星電話の活用
現地に防災行政無線が到着するまでの間、または、道路の寸断等により到着に	道路の寸断等により孤立した地区に対しては、県及び市町村等が保有する衛星
時間を要する場合においては、県内各地の市町村内に設置されている孤立防止対	電話を活用する。その際は、ヘリコプター等も利用して、できるだけ早く現地に
策用衛星電話等の無線局を活用する。ただし、通信をより確実にするため、ヘリ	機器を持ち込むよう努める。
<u>コプター等も活用して、できるだけ早く現地に防災行政無線を持ち込むよう努め</u>	
<u>3.</u>	
ハ・ニ (略)	ハ・ニ (略)
(7) (略)	(7) (略)
3 · 4 (略)	3・4 (略)
5 非常通信措置	5 非常通信措置
災害により非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合において、有線通信を 利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難なときは、防災関係	災害により非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合において、有線通信を
機関は大分地区非常通信連絡会(大分県防災対策室内)を構成する無線局等に対して	利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難なときは、防災関係 機関は大分地区非常通信連絡会 (大分県危機管理室内) を構成する無線局等に対して
振筒は八万地四月中市地口上記 (八万米 <u>の久万米主</u> 下)を構成する無縁向寺に列して 非常通信の取扱いを依頼し、通信の確保を図ることができる。	非常通信の取扱いを依頼し、通信の確保を図ることができる。
(略)	
N'H7	V-HZ
 第4節 気象庁が発表する風水害に関する情報の収集及び関係機関への伝達等	 第4節 気象庁が発表する風水害に関する情報の収集及び関係機関への伝達等
1 大分地方気象台等の防災気象情報の収集・伝達	1 大分地方気象台等の防災気象情報の収集・伝達
(3) 県(警察本部を除く。)の措置	(3) 県(警察本部を除く。)の措置
県は、大分地方気象台から特別警報、警報、注意報、気象情報を入手し、本部が設置	県は、大分地方気象台から特別警報、警報、注意報、気象情報を入手し、本部が設置

風水害等対策編 第3部 災害応急対策

されていないときは生活環境部防災局<u>防災対策室</u>が、本部が設置されているときは総合調整室情報収集班がその情報を関係先に伝達する。

2 指定河川(大分川水系・筑後川水系・山国川水系・大野川水系・番匠川水系・ 駅館川水系)洪水予報の伝達

(1) 基本方針

河川の増水やはん濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川については、区間を決め水位を示して警報及び注意報を発表する。対象河川は次のとおりであり、九州地方整備局各河川事務所<u>及び</u>大分県河川課と大分地方気象台が共同で下表の標題により発表する。これらの洪水予報については、発表機関及び伝達を受ける関係機関において、情報の迅速、的確な収集・伝達を行い、県民への生命・財産への被害を最小限とするため必要な体制を整える。

(略)

されていないときは生活環境部防災局<u>防災対策企画課</u>が、本部が設置されているときは総合調整室情報収集班がその情報を関係先に伝達する。

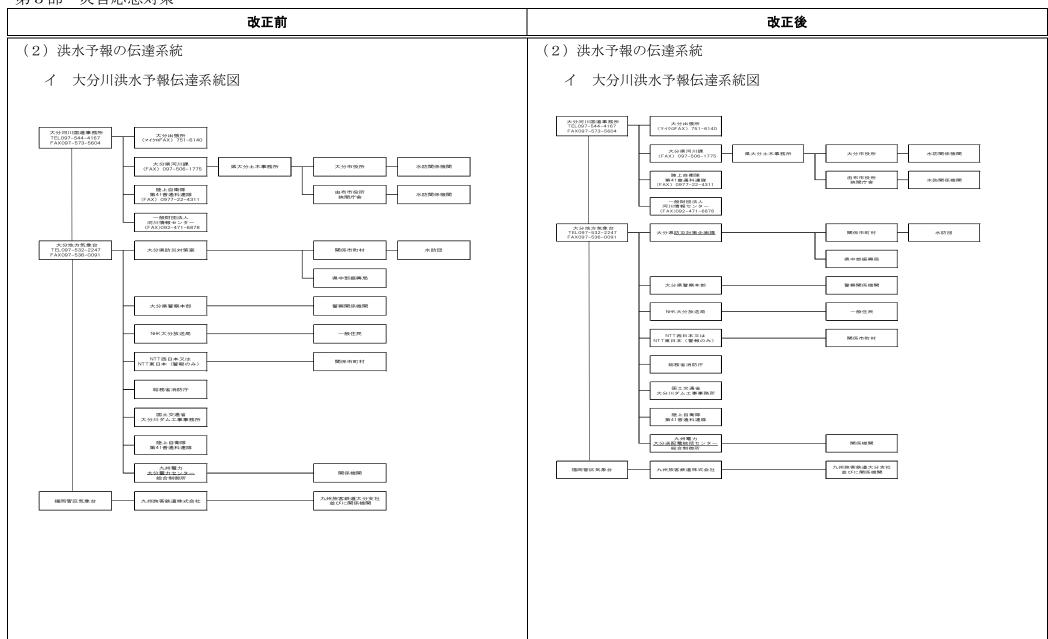
2 指定河川(大分川水系・筑後川水系・山国川水系・大野川水系・番匠川水系・ 駅館川水系)洪水予報の伝達

(1) 基本方針

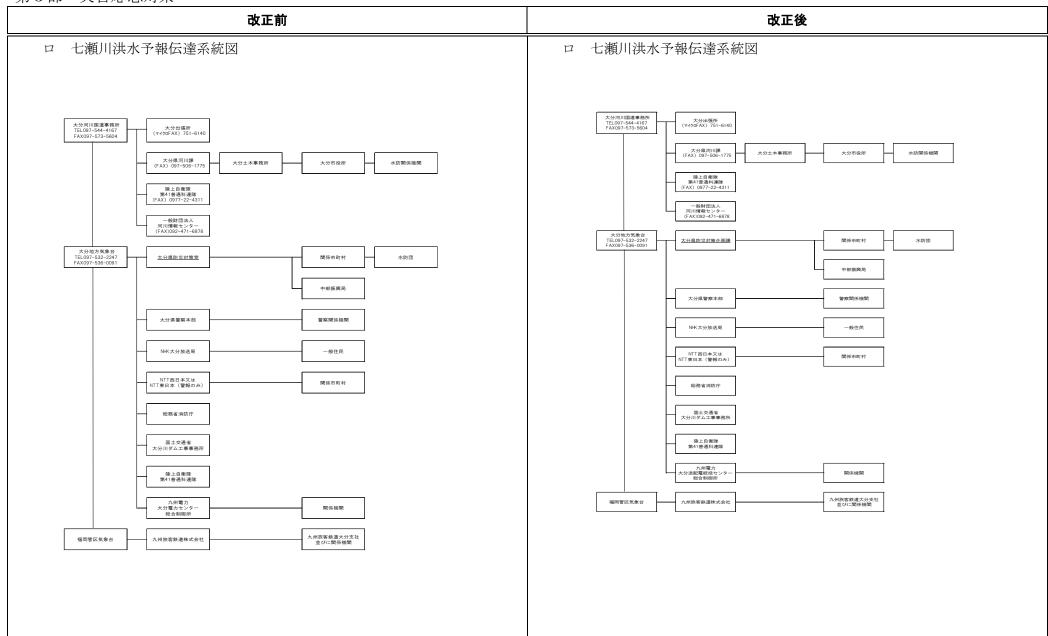
河川の増水やはん濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川については、区間を決め水位を示して警報及び注意報を発表する。対象河川は次のとおりであり、九州地方整備局各河川事務所又は大分県河川課と大分地方気象台が共同で下表の標題により発表する。これらの洪水予報については、発表機関及び伝達を受ける関係機関において、情報の迅速、的確な収集・伝達を行い、県民への生命・財産への被害を最小限とするため必要な体制を整える。

(略)

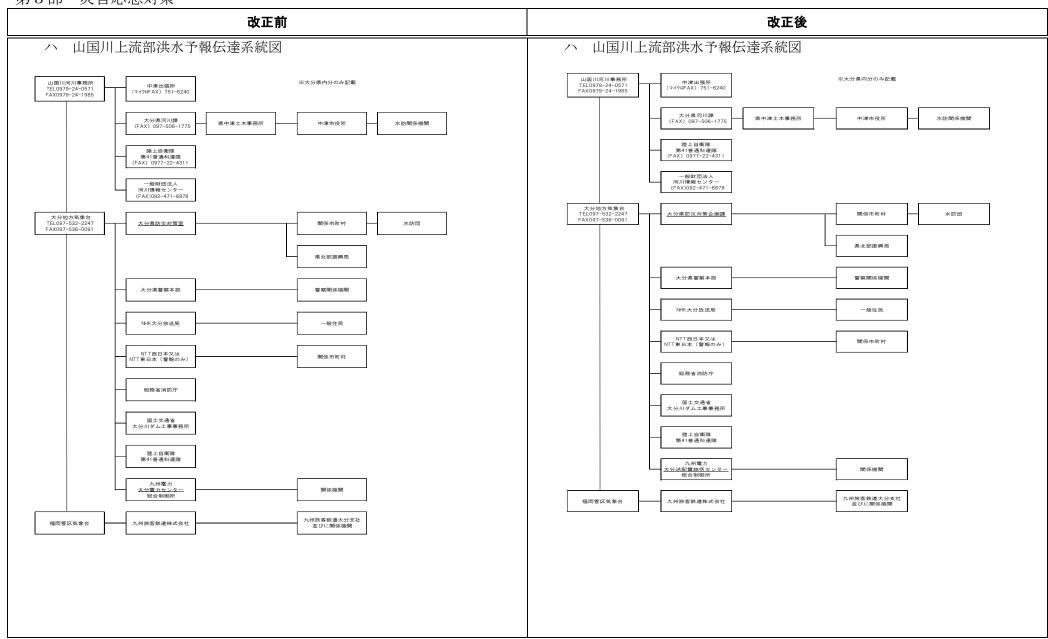
風水害等対策編



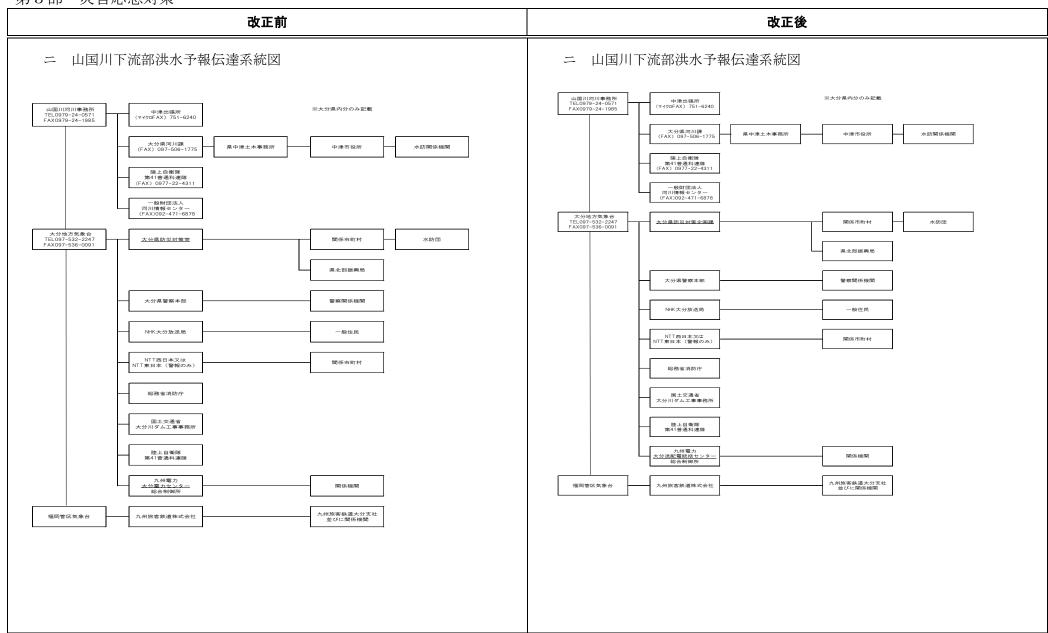
風水害等対策編



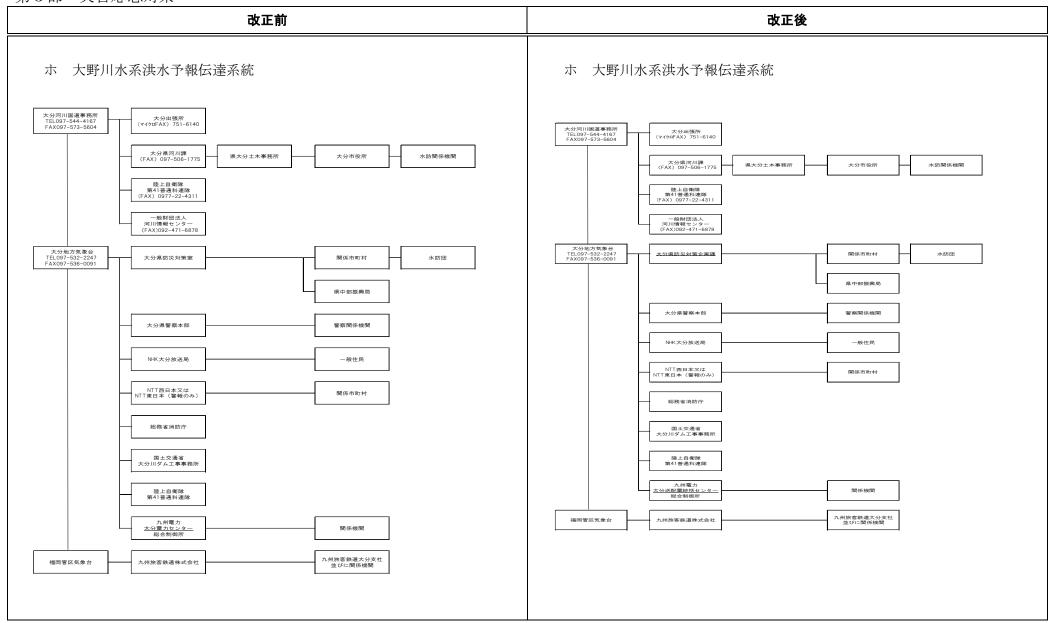
風水害等対策編



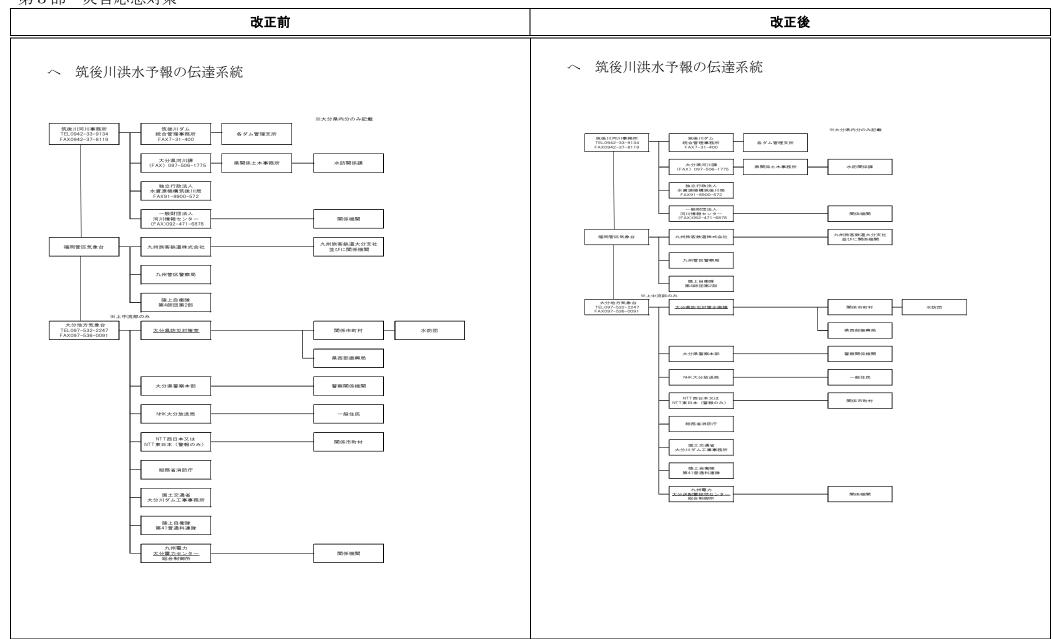
風水害等対策編



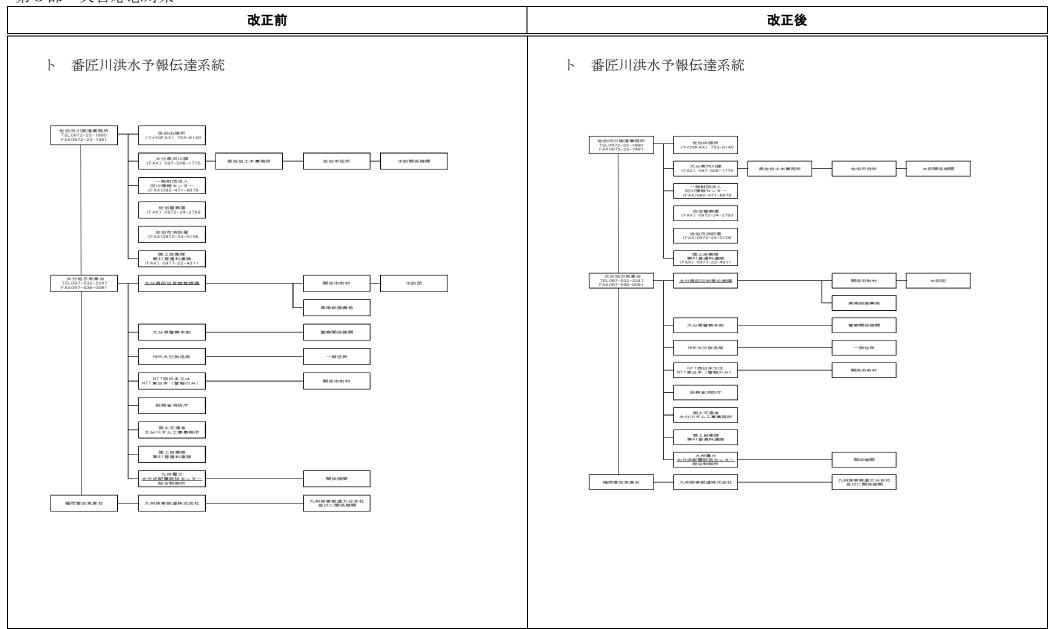
風水害等対策編



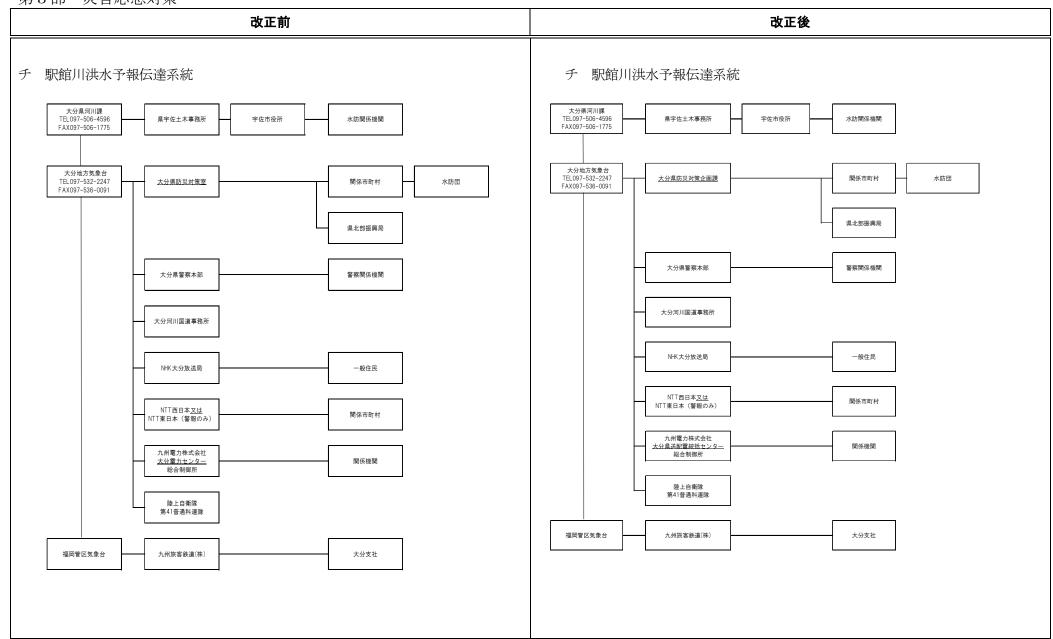
風水害等対策編



風水害等対策編



風水害等対策編



風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前 改正後

第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達

1 • 2 (略)

- 3 県の災害情報・被害情報収集・共有体制
- (1) 災害情報・被害情報の収集体制の確立

イ~チ (略)

リ 防災GISの活用

総合調整室情報収集班は、防災GISにより市町村や地区災害対策本部等から災害情報・被害情報を収集し、被災状況等の把握を行う。なお、防災GISが使用できない場合は、防災行政無線回線等を用いて、電話やFAXにより市町村等から災害情報・被害情報を収集する。

また、収集した情報は災害対策本部内や関係機関とで共有を図るものとする。 なお、防災GISの利用については、研修会により今後も拡大していく。

ヌ・ル (略)

(2) 災害情報・被害情報の収集・伝達の特例

災害対策本部が設置された場合又は災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に必要があると認められる場合は、被害規模を早期に把握するため、災害発生から知事の指示があるまでの間、下記の(3)、(4)に関わらず本項の(イ)~(ト)により、以下に掲げる事項に関する概括的な災害情報・被害情報を総合調整室情報収集班(災害対策本部が未設置の場合は生活環境部防災局<u>防災対策室</u>とする。以下同じ)が収集・伝達するものとする。(略)

(イ)人的被害・住家被害・火災・がけ崩れ等に関する情報

第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達

1 • 2 (略)

- 3 県の災害情報・被害情報収集・共有体制
- (1) 災害情報・被害情報の収集体制の確立

イ~チ (略)

リ 防災GISの活用

地区災害対策本部や市町村は被災状況等を防災GISに入力するととも に、総合調整室情報収集班は、防災GISにより市町村や地区災害対策本部 等から災害情報・被害情報を収集し、被災状況等の把握を行う。なお、防災 GISが使用できない場合は、防災行政無線回線等を用いて、電話やFAX により市町村等から災害情報・被害情報を収集する。

また、収集した情報は災害対策本部内や関係機関とで共有を図るものとする。 なお、現システムが更新時期を迎えていることから、災害時における被 害情報の収集や関係機関との情報共有の迅速化・効率化等を目指して「大分 県災害対応総合支援システム」を構築し、31年度の運用開始を目指す。

ヌ・ル (略)

(2) 災害情報・被害情報の収集・伝達の特例

災害対策本部が設置された場合又は災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に必要があると認められる場合は、被害規模を早期に把握するため、災害発生から知事の指示があるまでの間、下記の(3)、(4)に関わらず本項の(イ)~(ト)により、以下に掲げる事項に関する概括的な災害情報・被害情報を総合調整室情報収集班(災害対策本部が未設置の場合は生活環境部防災対策企画課とする。以下同じ)が収集・伝達するものとする。(略)

(イ)人的被害・住家被害・火災・がけ崩れ等に関する情報

風水害等対策編

改正後
(略)
〔伝達〕 総合調整室情報収集班、福祉保健部 <u>福祉保健企画課</u> 及び警察本部は、収集し た情報を次のルートで報告する。
(ロ) 避難者数、避難所の場所等に関する情報の収集
(略)
〔伝達〕
総合調整室情報収集班及び福祉保健部 <u>福祉保健企画課</u> は収集した情報を次の
ルートで伝達する。
(ハ) ~ (ト) (略)
(3)・(4) (略)
$4\sim 6$ (略)
第6節 (略)
< >内は主に担当する班等
○被害情報の収集<福祉保健部 <u>福祉保健企画課</u> >
○内閣府政策統括官(防災担当)被災者行政担当へ災害発生の情報提供(第一
報)<福祉保健部福祉保健企画課>
□総合調整室情報収集班及び応急対策調整班が把握した情報の入手<福祉保健
部 <u>福祉保健企画課</u> > 基準に達した場合

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
○災害救助法適用に関する知事決裁<福祉保健部 <u>地域福祉推進室</u> >	○災害救助法適用に関する知事決裁<福祉保健部 <u>福祉保健企画課</u> >
○災害救助法適用に関する内閣府との調整<福祉保健部地域福祉推進室>	○災害救助法適用に関する内閣府との調整<福祉保健部 <u>福祉保健企画課</u> >
□内閣府政策統括官(防災担当)被災者行政担当への被害情報、災害救助法の	□内閣府政策統括官(防災担当)被災者行政担当への被害情報、災害救助法の
適用の情報提供、実施の協議	適用の情報提供、実施の協議
○災害救助法適用に関する関係先への連絡・活動体制の確立	○災害救助法適用に関する関係先への連絡・活動体制の確立
□関係市町村への連絡<福祉保健部 <u>地域福祉推進室</u> >	□関係市町村への連絡<福祉保健部 <u>福祉保健企画課</u> >
*通信手段は第3節参照。	*通信手段は第3節参照。
□関係地方本部への連絡<福祉保健部 <u>地域福祉推進室</u> >	□関係地方本部への連絡<福祉保健部 <u>福祉保健企画課</u> >
□本庁各部局への連絡<福祉保健部 <u>地域福祉推進室</u> >	□本庁各部局への連絡<福祉保健部 <u>福祉保健企画課</u> >
□日赤大分県支部への連絡<福祉保健部 <u>地域福祉推進室</u> >	□日赤大分県支部への連絡<福祉保健部 <u>福祉保健企画課</u> >
□報道機関への連絡<広報・情報発信班>	□報道機関への連絡<広報・情報発信班>
*知事が発表する。	*知事が発表する。
1 災害救助法適用に関する県の活動	1 災害救助法適用に関する県の活動

県内で風水害等により大規模な被害が発生した場合、県は以下により、災害救助法に関連した業務を行う。

(1)被害情報の収集

福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>は、災害救助法適用のための被害情報を、総合調整 室情報収集班及び応急対策調整班から入手する。(略)

(2) 内閣府への第一報

福祉保健部地域福祉推進室は内閣府政策統括官(防災担当)被災者行政担当に対して、県内に風水害等により大規模な被害が発生したため、災害救助法適用のための情報を収集中であることについて、第一報として電話、ファックス、その他の手段を用いて連絡する。

(3) 知事決裁福祉保健部地域福祉推進室は、適用基準に照らし災害救助法を適

県内で風水害等により大規模な被害が発生した場合、県は以下により、災害救助法に関連した業務を行う。

(1)被害情報の収集

福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>は、災害救助法適用のための被害情報を、総合調整 室情報収集班及び応急対策調整班から入手する。(略)

(2) 内閣府への第一報

福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>は内閣府政策統括官(防災担当)被災者行政担当に対して、県内に風水害等により大規模な被害が発生したため、災害救助法適用のための情報を収集中であることについて、第一報として電話、ファックス、その他の手段を用いて連絡する。

(3) 知事決裁福祉保健部福祉保健企画課は、適用基準に照らし災害救助法を適

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

用すべきと判断したときは知事の決裁の手続きを行う。

(4) 内閣府への情報提供

福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>は、災害救助法適用基準に該当した旨を内閣府政策 統括官(防災担当)被災者行政担当に情報提供する。

(5) 災害救助法適用に関する関係機関等への連絡・活動体制の確立

福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>は、災害救助法適用について該当市町村を公示する とともに、以下の関係機関等へ連絡し活動体制の確立を図る。

(略)

- 2 (略)
- 3 災害救助実施体制
- (1) 県における体制

具体的な体制は、本計画の該当節に記載するが、おおむね次の体制で災害救助 を実施する。

イ・ロ(略)

ハ 福祉保健部地域福祉推進室

災害救助法に基づく事務処理を行う。

- 4 応急救助の実施基準
- (1) (略)
- (2) 応急救助の委任

イ (略)

口 情報提供

(イ)・(ロ)(略)

(ハ)企画調査班長は、各班長からの報告を救助の種類別に整理して委任されている救助の実施状況を掌握するとともに、その日の分を取りまとめて取りあえず電話等により福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>へ情報提供し、後日文書をもって情報提

用すべきと判断したときは知事の決裁の手続きを行う。

(4) 内閣府への情報提供

福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>は、災害救助法適用基準に該当した旨を内閣府政策 統括官(防災担当)被災者行政担当に情報提供する。

(5) 災害救助法適用に関する関係機関等への連絡・活動体制の確立

福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>は、災害救助法適用について該当市町村を公示する とともに、以下の関係機関等へ連絡し活動体制の確立を図る。

(略)

- 2 (略)
- 3 災害救助実施体制
- (1) 県における体制

具体的な体制は、本計画の該当節に記載するが、おおむね次の体制で災害救助 を実施する。

イ・ロ(略)

ハ 福祉保健部福祉保健企画課

災害救助法に基づく事務処理を行う。

- 4 応急救助の実施基準
- (1) (略)
- (2) 応急救助の委任

イ (略)

口 情報提供

(イ)・(ロ)(略)

(ハ) 企画調査班長は、各班長からの報告を救助の種類別に整理して委任されている救助の実施状況を掌握するとともに、その日の分を取りまとめて取りあえず電話等により福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>へ情報提供し、後日文書をもって情報提

風水害等対策編 第3部 災害応急対策

第 5 前 灰音心忌刈泉 改正前	改正後
供するのとする。	供するのとする。
ハ (略)	ハ (略)
第7節 市町村への支援 (略) (略)	第7節 市町村への支援 (略) (略)
被災市町村からの応援要請<総合調整室応急対策調整班> ○被災市町村から応援要請があった場合 □被災市町村のニーズと応援可能市町村の調整・仲介 ○被災市町村が応援要請できない場合 □自主的に被災市町村のニーズと応援可能市町村の調整・仲介 □職務代理者を指名し、被災市町村の職務を代行	被災市町村からの応援要請<総合調整室応急対策調整班、受援・市町村支援室 市町村支援班> ○被災市町村から応援要請があった場合 □被災市町村のニーズと応援可能市町村の調整・仲介 ○被災市町村が応援要請できない場合 □自主的に被災市町村のニーズと応援可能市町村の調整・仲介 □職務代理者を指名し、被災市町村の職務を代行
1 · 2 (略)	1 • 2 (略)
3 被災市町村からの応援要請 (略) (1)被災市町村から応援要請があった場合 被災市町村の長が個別に他の市町村の長に対する応援要請をするいとまがな く、一括して知事に対して応援要請の依頼があった場合は、 <u>県総務部</u> が窓口とな り、上記2に定める地区災害対策本部職員、災害時緊急支援隊又は現地災害対策 本部職員からの情報に基づき、被災市町村のニーズと応援可能市町村の調整・仲 介を実施するものとする。	3 被災市町村からの応援要請 (略) (1)被災市町村から応援要請があった場合 被災市町村の長が個別に他の市町村の長に対する応援要請をするいとまがな く、一括して知事に対して応援要請の依頼があった場合は、総合調整室が窓口と なり、上記2に定める地区災害対策本部職員、災害時緊急支援隊又は現地災害対 策本部職員からの情報に基づき、被災市町村のニーズと応援可能市町村の調整・ 仲介を実施するものとする。

風水害等対策編

第3部 災害応急対策 改正前 改正後 (2) 被災市町村が応援要請できない場合 (2)被災市町村が応援要請できない場合 被災市町村の長が応援要請を行うことができない状況にあると判断されるとき 被災市町村の長が応援要請を行うことができない状況にあると判断されるとき は、県総務部が窓口となり、上記2に定める地区災害対策本部職員、災害時緊急 は、総合調整室が窓口となり、上記2に定める地区災害対策本部職員、災害時緊 支援隊又は現地災害対策本部職員からの情報に基づき、自主的に被災市町村のニ 急支援隊又は現地災害対策本部職員からの情報に基づき、自主的に被災市町村の ーズと応援可能市町村の調整・仲介を実施するものとする。 ニーズと応援可能市町村の調整・仲介を実施するものとする。 (以下、略) (以下、略) 4 (略) 4 (略) (新設) 5 広域的な応援による市町村への支援 県単独による市町村支援では応急対策等の実施が困難と認められる場合は、県は 「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づく広域的な応援を要請するものとする。 なお、九州・山口9県被災地支援対策本部による被災市町村への人的支援(職員派 遣)が、カウンターパート方式により実施されることが決定した場合は、被災市町村 における被害の程度や状況はもとより、どのような種類の応援がどの程度必要なのか 等、支援に係る具体的な情報については、被災市町村、本県、応援担当県の三者間で 共有し、迅速な支援開始を図ることとする。 また、派遣が必要な職種・人数等の決定に当たっては、被災市町村、本県、応援担 当県の三者による協議を経ることを原則とするが、緊急を要する場合等については、 被災市町村と応援担当県による二者協議により決定することができるものとする。 第8節 広域的な応援要請 第8節 広域的な応援要請

県内において大規模災害が発生し、県単独では応急対策等の実施が困難と認め

県内において大規模災害が発生し、県単独では応急対策等の実施が困難と認め

風水害等対策編 第3部 災害応急対策

改正前	改正後
られる場合は、あらかじめ締結した応援協定等に基づき、この節の定めるところ	られる場合は、あらかじめ締結した応援協定等に基づき、この節の定めるところ
により迅速・的確な応援要請の手続きを行う。	により迅速・的確な応援要請の手続きを行う。
< >内は主に担当する班等	< >内は主に担当する班等
□災害情報・被害情報の収集・分析	□広域応援要請の必要性を判断するための情報の収集・分析
○総合調整室情報収集班室が収集した情報(第5節)の入手	○総合調整室情報収集班が収集した情報(第5節)の入手
○総合調整室情報収集班室及 <u>び</u> 市町村の応急対策状況に関する情報(第 7	○総合調整室情報収集班 <u>が収集した</u> 市町村の応急対策状況に関する情報(第
節)の入手	7節)の入手
○災害対策本部各部 <u>の</u> 応急対応能力の把握	○災害対策本部各部 <u>及び被災市町村の</u> 応急対応能力の把握
○広域応援要請の必要性 <u>と応援要請先について</u> の検討	○広域応援要請の必要性の検討
○検討結果を総合調整室広域応援対策班への報告	
*応援の申し出があった場合、逐次上記と同じ流れで申し出を受け入れる	
<u>かどうかを検討する。</u>	
広域応援要請が必要と判断される場合	広域応援要請が必要と判断される場合
□応援の受け入れ <u>方法について検討</u> < <u>総合情報調整室庶務班·広域応援対策</u>	□応援の受け入れ <u>体制の確保<受援・市町村支援室</u> 、災害対策本部各部>
<u>班</u> 、災害対策本部各部>	
○第5節で得た情報を基に受け入れに当たっての交通ルートを検討	○第5節で得た情報を基に受け入れに当たっての交通ルートを検討
○応援隊の集結場所、活動拠点、宿泊・給食等について検討	○応援隊の集結場所、活動拠点、宿泊・給食等について検討
□応援要請< <u>総務班、広域応援対策班</u> >	□応援要請< <u>受援・市町村支援室、人事課、防災局消防保安室</u> >
○事前に応援協定等を締結している <u>国・都道府県等へ応援要請</u>	○事前に応援協定等を締結している <u>九州地方知事会(九州・山口9県被災地</u>
	支援対策本部)等に対し応援を要請
(新設)	○国に対し災害対策基本法第29条、30条に基づく応援(職員派遣及び派
	遣あっせん)を要請
○他の防災関係機関 <u>へ応援要請</u>	○他の防災関係機関に対し応援(緊急消防援助隊等)を要請
□関係市町村・地区災害対策本部・防災関係機関への連絡<総合調整室情報	

風水害等対策編

第3部 災害応急対策	
改正前	改正後
収集班>	
<u>(新設)</u>	〇リエゾンの受入れ (受援・市町村支援室)
	九州地方知事会(九州・山口9県被災地支援対策本部)等方派遣されるリ
	エゾン(災害対策現地情報連絡員)の受入れ体制を確保
1 県における広域応援要請の実施	1 県における広域応援要請の実施
(1)組織体制	(1)組織体制
(新設)	<u>イ 受援・市町村支援室は、</u> 県単独では <u>十分な応急対策ができない場合</u> 、「九
	州・山口9県災害時応援協定」等に基づく広域的な応援を要請する。
<u>イ</u> 大分県が応援要請を行う前に、他の都道府県等から応援の申し出を受けた	<u>ロ</u> 大分県が応援要請を行う前に、他の都道府県等から応援の申し出を受けた
場合、総合調整室広域応援対策班が窓口となり、担当部へ応援内容を伝達	場合、 <u>受援・市町村支援室</u> が窓口となり、担当部へ応援内容を伝達すると
するとともに、担当部において受入れの可否を検討する。	ともに、担当部において受入れの可否を検討する。
<u>ロ</u> 国において、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に	<u>ハ</u> 国において、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に
資するため政府調査団の派遣及び現地対策本部の設置がなされた場合は、	資するため政府調査団の派遣及び現地対策本部の設置 <u>等</u> がなされた場合
総務班が窓口となって必要な調整を行うものとする。	は、総務班が窓口となって必要な調整を行うものとする。
(2) 災害情報・被害情報の収集・分析	(2) 災害情報・被害情報の収集・分析
イ 各部局は、総合調整室情報収集班室が収集した以下の情報を入手する。	イ 受援・市町村支援室は、総合調整室情報収集班室が収集した以下の情報を
(イ) 災害情報・被害情報(第5節)	入手する。
(ロ) 市町村の応急対策状況に関する情報(第7節)	(イ) 災害情報・被害情報(第5節)
	(ロ) 市町村の応急対策状況に関する情報(第7節)
口 総務班、広域応援対策班、消防保安室及び災害対策本部各部は、下記の(3)	ロ 受援・市町村支援室は、上記イの情報を分析し、災害対策本部各部との協
から(<u>5</u>)の広域応援要請の必要性 <u>と応援の要請先</u> について検討する。	<u>議を踏まえ</u> 、下記の(3)から($\underline{4}$)の広域応援要請の必要性について検
	討する。
(3)他の都道府県等への応援要請	(3)他の都道府県等への応援要請
イ(略)	イ (略)
(イ)応援の要請	(イ)応援の要請

風水害等対策編

第 3 部	改正後
総合調整室広域応援対策班は、上記の協定に基づき、九州・山口9県被災	受援・市町村支援室広域受援班は、上記の協定に基づき、災害の状況、
地支援対策本部に応援の要請を行う。	応援を要請する地域及び必要とする応援の内容を明らかにして、(※協定
	第6条第1項より) 九州・山口9県被災地支援対策本部に応援の要請を行
	ō.
	この際、人的災害の数や避難所の数など被害状況に係る客観的な数値の
	ほか、被災県庁及び被災市町村における行政機能確保状況(マンパワーの
	不足状況)等に係る情報も極力提供し、九州・山口9県被災地支援対策本
	<u>部によるカウンターパート決定が迅速かつ効果的になされるよう配慮す</u>
	<u>る。</u>
(ロ)応援要請の種類	(ロ)応援要請の種類
応援要請の種類は、次のとおりである。	応援要請の種類は、次のとおりである。
①職員の派遣	①職員の派遣
②食料、飲料水及び生活必需品の提供	②食料、飲料水及び生活必需品の提供
③避難施設及び住宅の提供	③避難施設及び住宅の提供
④緊急輸送路及び輸送手段の確保	④緊急輸送路及び輸送手段の確保
⑤医療支援	⑤医療支援
(新規)	<u>⑥物資集積拠点の確保</u>
(新規)	<u>⑦災害廃棄物の処理支援</u>
⑥その他応援のため必要な事項	<u>⑧</u> その他応援のため必要な事項
ただし、被害が著しく、速やかに必要な応援要請内容の把握をするこ	_(削除)
とが困難な場合には、九州・山口9県被災地支援対策本部に対して、応援	
要請地域を指定して応援を要請する。	
また、この協定に基づく応援によっても、十分な災害応急対策等が期	また、この協定に基づく応援によっても、十分な災害応急対策等が期
待できないと判断される場合は、「関西広域連合と九州地方知事会との	待できないと判断される場合は、「関西広域連合と九州地方知事会との
災害時の相互応援に関する協定」に基づき、九州・山口9県被災地支援対	災害時の相互応援に関する協定」に基づき、九州・山口9県被災地支援対

風水害等対策編

第3部 災害心急对策	
改正前	改正後
策本部から関西広域連合に応援要請する <u>ことになる</u> 。	策本部から関西広域連合に応援要請する。
この場合、可能な範囲において、下記の(ハ)及び(ニ)の事項を明	_(削除)_
らかにする必要がある。	
_(ハ) 応援の要請	
①被害の状況	
②応援を要請する内容	
③応援を要請する地域及び当該地域までの経路	
④その他応援にあたって留意すべき事項	
(二) 応援要請の種類	
上記(ロ)に加えて「資機材の提供」	
ロ「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援要	ロ「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援要
請	請
上記イの応援によっても、十分な災害応急対策等が <u>期待</u> できないと判断さ	上記イの応援によっても、十分な災害応急対策等が <u>実施</u> できないと判断さ
れる場合は、 <u>他のブロック知事会を構成する都道府県</u> に対し、全国知事会を	れる場合は、 <u>他都道府県</u> に対し、全国知事会を通じて、広域応援を要請する。
通じて、広域応援を要請する。	
(イ)応援の要請	(イ)応援の要請
<u>総合調整室広域応援対策班</u> は、上記の協定に基づき、全国知事会の九州地	受援・市町村支援室広域受援班は、上記の協定に基づき、全国知事会の九
方知事会ブロックの幹事である、九州・山口9 県被災地支援対策本部に対し、	州地方知事会ブロックの幹事である、九州・山口9 県被災地支援対策本部に
次の事項を明らかにして応援を要請する。	対し、次の事項を明らかにして応援を要請する。
①資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量	①資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
②施設、提供業務の種類又はあっせんの内容	②施設、提供業務の種類又はあっせんの内容
③職種及び人数	③職種及び人数
④応援区域又は場所及びそれに至る経路	④応援区域又は場所及びそれに至る経路
⑤応援期間(見込みを含む)	⑤応援期間(見込みを含む)
⑥前各号に定めるものの他必要な事項	⑥前各号に定めるものの他必要な事項

風水害等対策編

改正前	改正後
(ロ) 応援要請の種類	(ロ) 応援要請の種類
①被災地における救援・救護	①被災地における <u>住民の避難、被災者等の</u> 救援・救護
②災害応急・復旧対策	②災害応急・復旧対策 <u>に係る人的・物的支援</u>
③復興に係る人的物的支援	
④施設若しくは業務の提供またはそれらのあっせん	③施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋
ハ (略)	ハ (略)
(4) 職員の派遣及び派遣あっせんの要請	(4)職員の派遣及び派遣あっせんの要請
(略)	(略)
イ (略)	イ (略)
(新設)さらに、必要があると認めるときは、災害対策基本法第30条の規定に基	<u>ロ</u> さらに、必要があると認めるときは、災害対策基本法第30条の規定に基づ
づき、内閣総理大臣に対し次の事項を明らかにして指定行政機関(指定地方行政機	き、内閣総理大臣に対し次の事項を明らかにして指定行政機関(指定地方行政機関
関の長を含む) の職員の派遣についてあっせんを求める。	の長を含む) の職員の派遣についてあっせんを求める。
(イ)~(ホ) (略)	(イ)~(ホ) (略)
ハ (略)	ハ(略)
(5) (略)	(5) (略)
2 応援の受け入れ	2 応援の受け入れ
_(1) 連絡体制の確保	(削除)
総合調整室広域応援対策班は、応援要請が必要になると予測される災害が発	
生し、または発生するおそれがある場合には、応急対策調整班の指示により、	
国及び九州・山口9県被災地支援対策本部に通報する。	
(2) 受け入れ体制の確保	<u>(1)</u> 受け入れ体制の確保
イ 応援要請を行うに当たり、 <u>広域応援対策班は、総務班、広域応援対策班と</u>	イ 応援要請を行うに当たり、 <u>受援・市町村支援室広域受援班は、総合調整室、</u>
通信・輸送部輸送・調整班等と協議の上、以下の点について検討、整理し、	<u>災害対策本部各部</u> 等と協議の上、以下の点について検討、整理し、県総務
県総務部へ通知する。	部へ通知する。

風水害等対策編

改正前	改正後
(イ)・(ロ)(略) <u>ロ 県総務部は、人的支援の要請先に対し上記イにより通知された情報を提供する。</u> ハ 総合調整室情報収集班は、関係市町村、地区本部、防災関係機関へ応援要請を行ったことを連絡する。 (3)(略)	(イ)・(ロ)(略) (削除) ロ 総合調整室情報収集班は、関係市町村、地区本部、防災関係機関へ応援要請を行ったことを連絡する。 (3)(略)
(新設)	(4) リエゾン (災害対策現地情報連絡員) の受入れ震度6弱以上の地震発生時は、九州地方知事会 (九州・山口9県被災地支援対策本部) 等方リエゾン (災害対策現地情報連絡員) が派遣されるため、別に定める「大規模災害時受援・応援マニュアル (総務部)」により、受入体制を確保する。各団体のリエゾン発動基準震度6弱以上・・・九州地方知事会、全国知事会震度6強以上・・・関西広域連合
第9節 防災ヘリコプターの運用体制の確立 (略) 第10節 自衛隊の災害派遣体制の確立 災害に際して人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められるときは、 この節の定めるところにより自衛隊法(昭和29 年法律第165 号)第83 条の規定 に基づき、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。	第9節 防災ヘリコプターの運用体制の確立 (略) 第10節 自衛隊の災害派遣体制の確立 災害に際して人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められるときは、 この節の定めるところにより自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条の規定 に基づき、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

風水害等対策編

(2)

(略)

第3部 災害応急対策

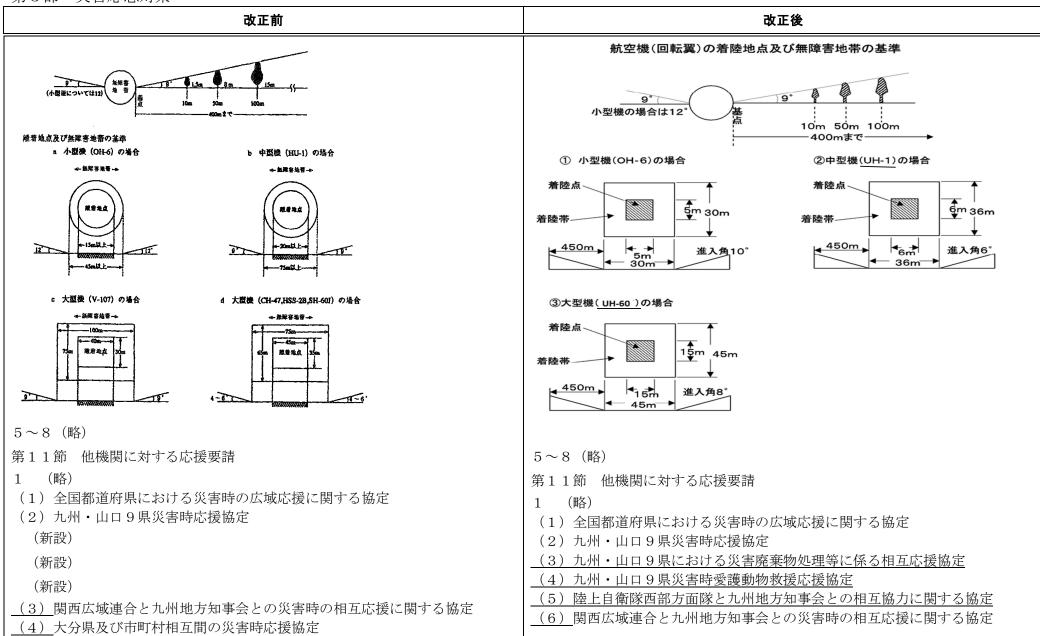
改正前 改正後 < >内は主に担当する班等 < >内は主に担当する班等 (略) (略) 自衛隊の災害派遣が必要と判断された場合 自衛隊の災害派遣が必要と判断された場合 ○派遣要請<知事(不在等の場合、順位は副知事、生活環境部防災局長、生 ○派遣要請<知事(不在等の場合、順位は副知事、生活環境部防災局長、生 活環境部危機管理監)> 活環境部防災危機管理監)> □自衛隊指定部隊の長等へ連絡 □自衛隊指定部隊の長等へ連絡 <知事(不在等の場合、順位は副知事、生活環境部防災局長、生活環境部危 <知事(不在等の場合、順位は副知事、生活環境部防災局長、生活環境部防 機管理監、生活環境部防災局防災対策室長)> 災危機管理監、生活環境部防災局防災対策企画課長) > □第5節で得た被害情報、交通情報等を連絡<総合調整室情報収集班> □第5節で得た被害情報、交通情報等を連絡<総合調整室情報収集班> □活動拠点、宿泊・給食の可能性について連絡<総務班> □活動拠点、宿泊・給食の可能性について連絡<総務班> ○災害派遣調整のための体制確立<総務班、災害対策本部各部> ○災害派遣調整のための体制確立<総務班、災害対策本部各部> *派遣要請事項に関連する部局の職員を派遣する。 *派遣要請事項に関連する部局の職員を派遣する。 *派遣要請事項の追加・変更等の場合は、総務班及び各部と自衛隊連絡幹部 *派遣要請事項の追加・変更等の場合は、総務班及び各部と自衛隊連絡幹部 等が協議を行う。 等が協議を行う。 1 (略) 1 (略) 2 自衛隊の災害派遣要請系統及び派遣要請先等 2 自衛隊の災害派遣要請系統及び派遣要請先等 (1)(1)知 事 派遣要請(後日文書) 知 事 派遣要請 (文書) 衛 隊 指定部隊の長 第七管区海上保安本部長 第七管区海上保安本部長 指定部隊の長 大阪航空局大分空港事務所長 電話又は無線 大阪航空局大分空港事務所長 ※事態が急迫して文書によることが できない場合は口頭又は電話等による 派遣申請 派遣申請 市町村長 市町村長 知事に要請できない場合 知事に要請できない場合 直接、通知ができる 直接、通知ができる

(2) (略)

風水害等対策編

改正前	改正後
(3) 要請連絡先及び連絡方法	(3)要請連絡先及び連絡方法
イ 生活環境部防災局 <u>防災対策室</u>	イ 生活環境部防災局 <u>防災対策企画課</u>
ロ・ハ (略)	ロ・ハ (略)
3 自衛隊の災害派遣に係る県の措置	3 自衛隊の災害派遣に係る県の措置
(1) • (2) (略)	(1)・(2) (略)
(3)派遣要請	(3)派遣要請
イ 知事が、(2)を踏まえ自衛隊へ災害派遣要請を行う場合の要請先は、小規模	イ 知事が、(2)を踏まえ自衛隊へ災害派遣要請を行う場合の要請先は、小規模
及び中規模災害の場合においては隊区担任部隊長、大規模災害の場合においては	及び中規模災害の場合においては隊区担任部隊長、大規模災害の場合においては
第41 普通科連隊長又は上級部隊長とする。	第41 普通科連隊長又は上級部隊長とする。
なお、知事が不在等の場合は、副知事、生活環境部防災局長、生活環境部 <u>危機</u>	なお、知事が不在等の場合は、副知事、生活環境部防災局長、生活環境部 <u>防災</u>
<u>管理監</u> 、生活環境部防災局 <u>防災対策室</u> 長の順位で知事の職務を代行するものとす	<u>危機管理監</u> 、生活環境部防災局 <u>防災対策企画課</u> 長の順位で知事の職務を代行する
る。	ものとする。
ロ・ハ (略)	ロ・ハ (略)
(4) (略)	(4) (略)
4 (3) =	4 (3) =
(イ) 下記基準を満たす地積(ヘリポート)を確保する。この際、土地の所有	(イ) 下記基準を満たす地積(ヘリポート)を確保する。この際、土地の所有者
者又は管理者との調整を確実に実施する。	又は管理者との調整を確実に実施する。

風水害等対策編



風水害等対策編

(9) 防災画像情報の相互協定に関する協定 (10) 災害時における放送要請に関する協定 (11) 災害時における円滑な通行の確保等に関する協定 (12) 大規模災害時における相互協力に関する協定 (13) 緊急・救援輸送に関する協定 (14) 大力DMATの流遣に関する協定 (15) 災害時の医療救護に関する協定 (16) 災害時における医療和異等の供給等に関する協定 (17) 災害時における医療の機能等に関する協定 (18) 災害時における医療用具等の供給等に関する協定 (19) 災害時における医療用具等の供給等に関する協定 (19) 災害時における医療用具等の供給等に関する協定 (19) 災害時における医療用具等の供給等に関する協定 (18) 緊急給水車による支援活動に関する協定 (19) 災害時における医療用具等の供給等に関する協定 (19) 災害時における生活必需物資の供給に関する協定 (20) 災害時における食料の調達に関する協定 (21) 災害時における食料の調達に関する協定 (22) 災害時における食料の調達に関する協定 (23) 災害時における食料の調達に関する協定 (24) 災害時における大材物資の調達に関する協定 (25) 災害時における大材物資の調達に関する協定 (26) 災害時における大材物資の調達に関する協定 (27) 災害時における大材物資の調達に関する協定 (28) 災害時における大材物資の調達に関する協定 (29) 災害時における大材物資の調達に関する協定 (29) 災害時における大材物資の調達に関する協定 (21) 災害時における大利の調査に関する協定 (22) 災害時における大利の資産調達に関する協定 (23) 災害時における大利物資の調達に関する協定 (24) 災害時における大利物資の調達に関する協定 (25) 災害時における人科の調達に関する協定 (26) 災害時における人科物資の調達に関する協定 (27) 災害時における人科の資産調達に関する基本協定	改正前	改正後
(25) 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定 (29) 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定 (26) 災害時における緊急作業等に関する協定 (30) 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定 (27) 土砂災害防止のための活動に関する協定 (31) 災害時における緊急作業等に関する協定 (28) 大分県産業廃棄物処理の応援に関する協定 (32) 土砂災害防止のための活動に関する協定 (29) 火分県災害医療コーディネーターの派遣に関する協定 (33) 大分県産業廃棄物処理の応援に関する協定 (33) 大分県産業廃棄物処理の応援に関する協定 (並び順の変更)	(5) 九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定 (6) 防災消防ヘリコプター相互応援協定 (7) 大分県防災ヘリコプター応援協定 (8) 大分県防災ヘリコプター応援協定 (8) 大分県防所有する防災ヘリコプターにおいて撮影した映像の提供及び使用についての覚書 (9) 防災画像情報の相互協定に関する協定 (10) 災害時における内滑な通行の確保等に関する協定 (11) 災害時における円滑な通行の確保等に関する協定 (12) 大規模災害時における協力に関する協定 (13) 緊急・救援輸送に関する協定 (14) 大分DMA Tの派遣に関する協定 (15) 災害時の医療救護に関する協定 (16) 災害時における医薬品等の供給等に関する協定 (17) 災害時における医療用具等の供給等に関する協定 (並び順の変更) (新設) (18) 緊急給水車による支援活動に関する契約書 (19) 災害時における食料の調達に関する協定 (20) 災害時における食料の調達に関する協定 (21) 災害時における根の調達に関する協定 (22) 災害時における根の調達に関する協定 (23) 災害時における機長生活の安定に関する基本協定 (24) 災害時における後歩帰宅者支援に関する協定 (25) 災害時におけるをしていていていていていていていていていていていていていていていていていていてい	(7) 大分県及び市町村相互間の災害時応接協定 (8) 九州地方における大規模な災害時の応援に関する協定 (9) 防災消防ヘリコプター相互応接協定 (10) 大分県防災ヘリコプター応援協定 (11) 大分県が所有する防災ヘリコプターにおいて撮影した映像の提供及び使用 についての覚書 (12) 防災画像情報の相互協定に関する協定 (13) 災害時における放送要請に関する協定 (14) 災害時における円滑な通行の確保等に関する協定 (15) 大規模災害時における相互協力に関する協定 (16) 緊急・救援輸送に関する協定 (17) 大分DMATの派遣に関する協定 (18) 災害時における医薬品等の供給等に関する協定 (19) 災害時における医薬品等の供給等に関する協定 (20) 災害時における医療用具等の供給等に関する協定 (21) 大分県災害医療コーディーターの派遣に関する協定 (22) 大分県災害時小児周産期リエゾンの派遣に関する協定 (23) 緊急給水車による支援活動に関する協定 (24) 災害時における食料の調達に関する協定 (25) 災害時における食料の調達に関する協定 (26) 災害時における未材物資の調達に関する協定 (27) 災害時における複料の調達に関する協定 (28) 災害時における後別民生活の安定に関する協定 (29) 災害時における後別民生活の安定に関する基本協定 (29) 災害時における後別民生活の安定に関する協定 (30) 災害時におけるを急促設住宅の建設に関する協定 (31) 災害時における緊急作業等に関する協定 (32) 土砂災害防止のための活動に関する協定 (33) 大分県産業廃棄物処理の応援に関する協定 (33) 大分県産業廃棄物処理の応援に関する協定

風水害等対策編

改正前	改正後
第12節 (略)	第12節 (略)
第13節 ボランティアとの連携 〇組織体制の確立<災害対策本部> □被災者救援部 <u>災害ボランティア</u> 調整班の設置 ○ボランティア・NPO 等の活動の支援<被災者救援部ボランティア調整班> □ボランティア活動に関する総合調整 □ボランティア活動に必要な情報提供・広報活動 1 基本方針 (略)	第13節 ボランティアとの連携
2 <u>県の組織体制</u> 災害発生時から復旧期までボランティア <u>活動を</u> 円滑かつ効果的に <u>支援する</u> ための総合調整窓口として、県災害対策本部被災者救援部に <u>「ボランティア調整班(以下「班」という)」</u> を設置する。	2 <u>県及び県災害ボランティアセンターの体制</u> 災害発生時から復旧期までボランティアが円滑かつ効果的に <u>活動できる</u> ための 総合調整窓口として、県災害対策本部被災者救援部に <u>ボランティア調整班を設置</u> する。ボランティア調整班は、災害発生後直ちに、大分県社会福祉協議会(以下 「県社協」という)事務局内に設置される「県災害ボランティアセンター」に班 員を派遣のうえ、県社協と一体となって県災害ボランティアセンターを組織し、 被災市町村と連携のうえで現地災害ボランティアセンターの設置運営を支援する とともに、様々な連絡調整や県全体の状況把握、情報発信等を統括的に行う。
(1)班の構成機関等 県、社会福祉法人大分県社会福祉協議会(以下「県社協」という)で構成し、	_(削除)

風水害等対策編 第3部 災害応急対策

改正前

県が班を総括する。

(2) 班の役割

イ (略)

- ロ <u>広報・情報発信班を通じて</u>報道機関等への情報提供及びボランティア活動 関係の広報を行う。
- ハ 被災地や被災者のボランティアニーズを把握するとともに、<u>県社協の協力</u> <u>を得ながら</u>県外から参加するボランティア・NPO等の受入に関する総合調整を行う。
- ニ <u>災害発生後直ちに、県社協事務局内に設置される「県社協災害ボランティアセンター」に対し、連絡調整のため班員を派遣する。また、必要に応じて県社協災害ボランティアセンターから連絡調整のための職員を受け入れると</u>ともに、ボランティア関係団体に対しても同様の対応を行う。
- ホ 大分県の標準マニュアルである『大分県災害ボランティアセンター設置・ 運営マニュアル』を受けて、各市町村が定めるマニュアルに基づき、市町村 社協などが設置する現地災害ボランティアセンターへ地区災害対策本部<u>被災</u> 者支援班を派遣し、<u>また、必要に応じて現地災害ボランティアセンターから</u> 連絡調整のための職員を受け入れ、ボランティアニーズ等の情報収集を通じ て現地活動の後方支援を行う。
- へ 公共機関・ライフラインの復旧状況や行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報について、適時・的確に<u>県社協災害ボランティアセンター及び</u>現地災害ボランティアセンター等に提供する。
- ト 被害が甚大で、災害ボランティアセンターの設置が困難な地域については 市町村等からの要請に基づき、県社協が中心となって現地災害ボランティア センターを設置し、<u>ボランティア活動の支援を行う。また、</u>県職員の派遣も 上記ホに準じて行う。

3 県災害ボランティアセンター及び班の役割

- イ 県内におけるボランティア活動に係る情報の集中化・一元化を行う。
- ロ 報道機関等への情報提供及びボランティア活動関係の広報を行う。
- ハ 被災地や被災者のボランティアニーズを把握するとともに、県外から参加 するボランティア・NPO等の受入に関する総合調整を行う。
- ニ 現地災害ボランティアセンターの機能を強化し効率的な運営を実現するため、広域的な応援を迅速かつ効率的に受け入れる体制を構築する。大規模災害においては、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク(JVOAD)等による支援の総合調整を行う。
- ホ 大分県の標準マニュアルである「大分県災害ボランティアセンター設置・ 運営マニュアル」を受けて、各市町村が定めるマニュアルに基づき、市町村 社協などが設置する現地災害ボランティアセンターへ地区災害対策本部被災 者<u>救援班員</u>を派遣し、現地活動の<u>支援</u>を行う。
- へ 公共機関・ライフラインの復旧状況や行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報について、適時・的確に現地災害ボランティアセンター等に提供する。
- ト 被害が甚大で、災害ボランティアセンターの設置が困難な地域については 市町村等からの要請に基づき、県社協が中心となって現地災害ボランティア センターを設置し、県職員の派遣も上記ホに準じて行う。

風水害等対策編 第2部 災害広急対策

第3部 災害応急対策	
改正前	改正後
チ ボランティア·NPO等が被災地もしくはその周辺で独自に活動拠点を設	チ ボランティア・NPO等が被災地もしくはその周辺で独自に活動拠点を設
置する場合には、現地災害ボランティアセンターと <u>調整のうえ、場所の提供</u>	置する場合には、現地災害ボランティアセンターと <u>連携の調整を行う。</u>
<u>に努めるとともに、上記へに準じて情報提供を行う</u> 。	
リ ボランティア活動に必要な各種資機材については、大分県災害ボランティ	リ 現地災害ボランティアセンターの運営や活動に必要な各種資機材について
<u>アネットワーク連絡協議会などの協力を得ながら、</u> 被災地及び被災者の状況	は、被災地及び被災者の状況等を勘案し、 <u>県保有分を速やかに現地災害ボラ</u>
等を勘案して <u>提供するよう努める。</u>	<u>ンティアセンターに搬入するとともに、その他必要分については、各種支援</u>
	団体等の協力を得てその調達に努める。
<u>(3) ボランティア・NPO等の受入及び配置</u>	_(削除)
イ ボランティア·NPO等の受入及び配置については、現地災害ボランティア	
センターが、班及び県社協災害ボランティアセンターと情報を共有し、連携	
<u>を図りながら適切に行う。</u>	
ロ ボランティア・NPO等の受入及び配置にあたっては、被災地や被災者のニ	
<u>ーズとミスマッチが起きないよう留意するとともに、ニーズを効率的に調</u>	
<u>査・集計する仕組みを構築する。</u>	
また、ボランティアの善意を効果的に活かせるよう、その専門性や特性等	
に配慮して適切に行う。	
○ 専門ボランティア・NPO活動例	
・医師、看護師等の医療行為、重度要介護者等への救護	
・被災者の健康管理やカウンセリング	
・災害応急対策物資など資財の輸送	
・被災建築物の応急危険度判定や急傾斜地の危険度判定	
・外国人に対する通訳	
・歴史資料の救出や修復	
・その他災害救助活動等に関して専門的な資格や技術などを要する活動	4 現地災害ボランティアセンターの役割
○ 一般ボランティア・NPO活動例	<u>イ 被災者ニーズ把握システムを活用し、被災地及び被災者のニーズを迅速、効</u>

風水害等対策編 第3部 災害応急対策

第 3 部 次 表 心 急 対 束 改正前	改正後
・炊き出し等食事の提供	率的に把握するとともに、市町村災害対策本部との協働により、支援の「もれ・
・救援物資の搬入、仕分及び配布	<u>むだ」がないよう確実に対応する。</u>
・避難生活者への支援(高齢者、障がい者等の安否確認や食料・飲料水など	ロ 被災地及び被災者の適時・的確な支援を実現するため、ボランティア・NP
生活必需品の提供)	O等の専門性や特性等を考慮したうえで受入及び配置を調整する。
・在宅避難者への支援(高齢者、障がい者等の安否確認や食料・飲料水など	○一般ボランティア・NPO活動例
生活必需品の提供)	・清掃作業及び簡易な防疫作業
・清掃作業及び簡易な防疫作業	・危険を伴わない範囲での片付け作業
・危険を伴わない範囲での片付け作業	・救援物資の搬入、仕分及び配布
・その他被災者の生活支援に関する活動	<u>・その他被災者の生活支援に関する活動</u>
<u>(4)ボランティア・NPO等の安全確保等</u>	○専門ボランティア・NPO活動例
<u>現地災害ボランティアセンターは、班及び県社協災害ボランティアセンターと</u>	<u>・生活支援ニーズの把握</u>
連携してボランティア活動の安全確保に努めるとともに、ボランティアの健康管	・被災者の健康管理やカウンセリング
理に十分配慮する。	<u>・災害応急対策物など資材の輸送</u>
また、ボランティアへボランティア保険への加入を推奨することとする。	・被災建築物等の復旧作業に係るアドバイス
(新設)	<u>・</u> 外国人に対する通訳
	・歴史資料の救出や修復
	・その他災害救助活動等に関して専門的な資格や技術などを要する活動
	管理に十分配慮する。また、ボランティアにボランティア保険への加入を推奨す
	<u>る。</u>
	なお、県社協が九州社会福祉協議会連合会や全国社会福祉協議会に対し広域応
	援を要請した場合は、当該団体との情報共有や連携を図るものとする。
第14節 (略)	第14節 (略)

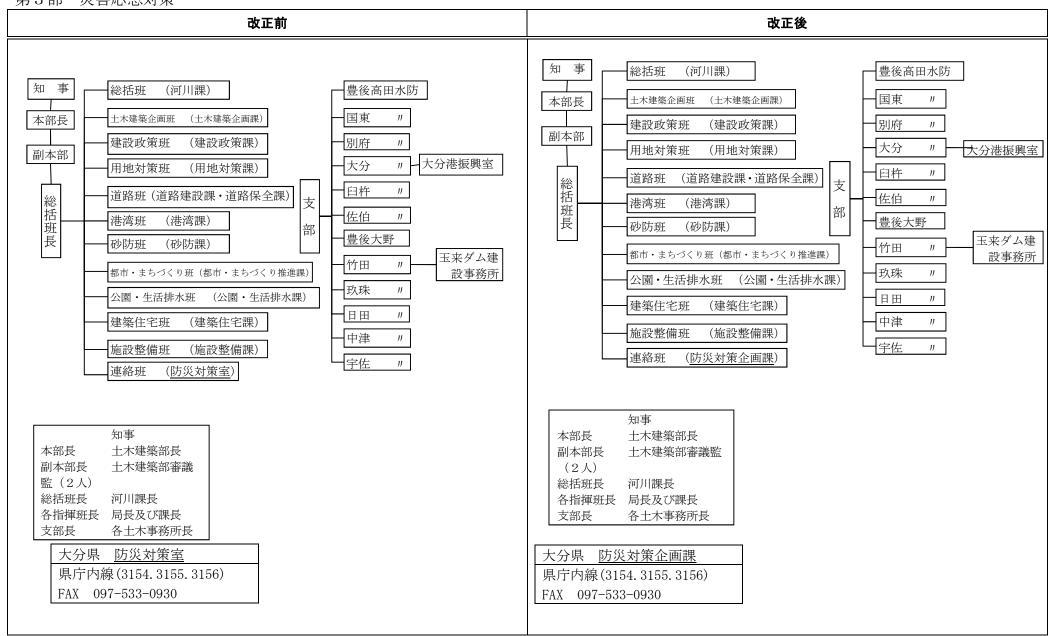
風水害等対策編

改正前	改正後
第15節 応急用・復旧用物資及び資機材調達供給	第15節 応急用・復旧用物資及び資機材調達供給
1 (略)	1 (略)
2 (略)	2 (略)
(1) 備蓄物資の供給	(1) 備蓄物資の供給
支援物資部支援物資班は各部局等の主管課に物資の調達を依頼し、各部局	支援物資部支援物資班は物資及び資機材の供給を行い、又は指定地方行政
<u>等の主管課は、部内各課</u> 又は指定地方行政機関の保有する物資及び資機材の 供給を求める。	機関の保有する物資及び資機材の供給を求める。
$(2) \sim (4)$ (略)	$(2) \sim (4)$ (略)
3 (略)	3 (略)
	第16節 ・第17節 (略)
第16節 ・第17節 (略)	
 第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動	第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動
	第1節 風水害に関する情報の収集・住民への伝達等
第1節 風水害に関する情報の収集・住民への伝達等	1 被害の未然防止、拡大防止のための住民への呼びかけ
1 被害の未然防止、拡大防止のための住民への呼びかけ	(1) (略)
	(2) 県の措置
(2)県の措置	
	<u></u>

風水害等対策編

第3部 災害応急対策 改正前 改正後 「伝達の例〕 「伝達の例〕 (県防災行政無線一斉ファックス) (県防災行政無線一斉ファックス) 平成 年 月 日 時 分発 平成 年 月 日 時 分発 市町村防災主管課長 殿 市町村防災主管課長 殿 大分県防災対策室長 大分県防災対策企画課長 大雨に対する警戒体制の確立について(通知) 大雨に対する警戒体制の確立について(通知) 先月 月 日から降り続いている今回の大雨は、県内の全ての箇所で積算雨量は 先月 月 日から降り続いている今回の大雨は、県内の全ての箇所で積算雨量は 150 ミリを超え、特に○○地域では、200 ミリを超えています。 150 ミリを超え、特に○○地域では、200 ミリを超えています。 今後、明日の朝までに、○○地域を中心に、さらに200ミリを超える大雨が予 今後、明日の朝までに、○○地域を中心に、さらに200ミリを超える大雨が予 想され、降り始めからの積算雨量は、400ミリを超える見込みです。 想され、降り始めからの積算雨量は、400ミリを超える見込みです。 これは、昭和 年 月、本県□□地域を中心に、崖崩れが多発し、△△川が氾濫 これは、昭和 年 月、本県□□地域を中心に、崖崩れが多発し、△△川が氾濫 した□□豪雨に匹敵する大雨であり、これから明朝にかけて甚大な災害の発生 した□□豪雨に匹敵する大雨であり、これから明朝にかけて甚大な災害の発生 が危惧されます。市町村、消防本部においては、今後の気象情報等に十分留意 が危惧されます。市町村、消防本部においては、今後の気象情報等に十分留意 するとともに、災害発生危険箇所の点検、がけ下住宅や浸水予想地域の住民の するとともに、災害発生危険箇所の点検、がけ下住宅や浸水予想地域の住民の 早期避難の指導等に万全を期してください。 早期避難の指導等に万全を期してください。 特にお年寄り等要配慮者については、自主防災組織や消防団等の協力のもと 特にお年寄り等要配慮者については、自主防災組織や消防団等の協力のもと に、明るいうちの早めの避難を指導してください。 に、明るいうちの早めの避難を指導してください。 (3)(略) (3)(略) 2 • 3 (略) 2 • 3 (略) 第2節 (略) 第2節 (略) 第3節 水防 第3節 水防 1 (略) 1 (略) 2 水防組織 2 水防組織

風水害等対策編



風水害等対策編

改正前	改正後
3 ~19 (略)	3 ~19 (略)
2 0 大分県管理河川水防警報連絡系統図 2 1 (略) 第 4 節 (略) 第 5 節 救出救助 (略) 1 ~ 6 (略) 7 県が実施する救出救助 (1) ~ (4) (略) (5) 活動調整体制の確立 (略) イ 地区災害対策本部は情報連絡員を、総務班は災害時緊急支援隊を現地へ派遣する。なお情報連絡員は、地域防災監が、害時緊急支援隊の隊長・副隊長は防災局長が総務部長と調整の上、事前に選任する。ロ~ニ (略) 8 災害救助法の適用福祉保健部地域福祉推進室は災害救助法が適用された場合に、知事の委任に基づき市町村長が実施する次の範囲内の被災者の救出について必要な措置を行うものとする。 (1) ~ (5) (略) 第 6 節 救急医療活動 1 (略)	20 大分県管理河川水防警報連絡系統図 21 (略) 第4節(略) 第5節 救出救助 (略) 1~6 (略) 7 県が実施する救出救助 (1)~(4) (略) (5)活動調整体制の確立 (略) イ 地区災害対策本部は情報連絡員を、総務班は災害時緊急支援隊を現地へ派遣する。なお情報連絡員は、地域防災監が、災害時緊急支援隊の隊長・副隊長は防災局長が総務部長と調整の上、事前に選任する。ロ〜ニ (略) 8 災害救助法の適用福祉保健企画課は災害救助法が適用された場合に、知事の委任に基づき市町村長が実施する次の範囲内の被災者の救出について必要な措置を行うものとする。 (1)~(5)(略) 第6節 救急医療活動 1 (略)
2 主な機関の救急医療活動	2 主な機関の救急医療活動

風水害等対策編

改正前				改正後						
機関名	発災	(緊急対策)	72 時間	(応急対策)	機関	名	発災	(緊急対策	72 時間	(応急対策)
福祉保健部 保健所	部部 (○○ ○要○置医 医必)医大の災災害部U新 医県の県請広要療 療要の療分出害害医、本設 薬外出外 域請情 機	情報の収集及び提供 DMAT及び医療救動要請 医療コーディネータ 療事コーディネータ療対策本部(DMA 必要にでDMA 必等)への出動要請 と変事ないの出動要請 のDMAT及び医療動要請の医療機関に負傷者 医療搬送のためのS	び災本C 本 本 本 本 なび災本C 株選の 中確 本 の 中で の	•	県	福 祉 保 健 部 保 健 所	部部の原分出害害医、本害医に薬外出外要域置情との変災害部以災害要医県の県入広設療療の原分出害害医、本害医に薬外出外要域置情機関の原の原の原の原の原の原の原の原の原の原の原の原の原の原の原の原の原の原の原	報の収集及び提供 MAT及び医療救護 要請 事コーディ(DMAT 要事策応への産のでの でのの での での での での での での での での での での での	C 班 及の調・の請 保護の U T び災整S 災 () ((() () () () () () () ()) () ()) ()) ()) ()	

風水害等対策編

改正前	改正後
3 (略) 4 救急医療活動の実施 (1)・(2) (略) (3) 災害派遣医療チーム (DMAT)、医療救護班、災害支援ナース及び薬剤 師班の派遣 イ〜ハ (略) ニ (新設)	3 (略) 4 救急医療活動の実施 (1)・(2) (略) (3)災害派遣医療チーム(DMAT)、医療救護班、災害支援ナース及び薬剤 師班の派遣 イ〜ハ (略) ニ 福祉保健医療部医療活動支援班は、必要に応じて、予め登録した災害時 小児周産期リエゾンの所属する病院に対し、災害時小児周産期リエゾンの 県庁(災害医療対策本部(DMAT調整本部))への派遣を要請する。
 (4)~(6) (略) 5(略) 6 関係機関が実施する措置 (1)·(2)(略) (3)大分DMAT指定病院の措置 イ~ハ (略) 	 (4)~(6) (略) 5 (略) 6 関係機関が実施する措置 (1)·(2)(略) (3)大分DMAT指定病院の措置 イ~ハ (略)
表: 災害拠点病院及び大分DMAT指定病院の指定状況 平成 <u>28</u> 年4月1日現在 (略) (4)~(8) (略)	表: 災害拠点病院及び大分DMAT指定病院の指定状況 平成 <u>29</u> 年4月1日現在 (略) (4)~(8) (略)
7 (略) 第7節 (略) 第8節 二次災害の防止活動 (略)	7 (略) 第7節 (略) 第8節 二次災害の防止活動 (略)

風水害等対策編

改正前	改正後
1 (略)	1 (略)
2 県における二次災害防止活動	2 県における二次災害防止活動
 (1)土砂災害等の防止活動	(1) 土砂災害等の防止活動
(略)	(略)
イ 砂防指定地	イ 砂防指定地
口 急傾斜地崩壊危険区域	口 急傾斜地崩壊危険区域
ハ 地すべり防止区域	ハ 地すべり防止区域
	<u>ニ 土砂災害危険箇所等</u> ホ 保安林及び保安施設地区
二 保安林及び保安施設地区	<u>小</u> 保女体及の保女旭設地区 へ 山地災害危険地区
ホ 山地災害危険地区	ト 海岸危険地域
〜 海岸危険地域 ト 落石等危険箇所	チ落石等危険箇所
「格石等危険固別 チ その他二次災害の危険性があると判断される箇所	リ その他二次災害の危険性があると判断される箇所
$(2) \sim (8)$ (略)	$(2) \sim (8)$ (8)
 第4章 被災者の保護・救護のための活動	第4章 被災者の保護・救護のための活動
第1節 第2節 (略)	第1節 第2節 (略)
第3節(略)	第3節 (略)
第4節 給水	第4節 給水
	(略)
	() A
1 0 /mt/	$1 \sim 3$ (略)
$1 \sim 3$ (略)	1 0 (мд)
 4 災害救助法に基づく措置	4 災害救助法に基づく措置
(1) 県の措置	(1) 県の措置
福祉保健部地域福祉推進室は、災害救助法が適用された場合、知事の委任に基	福祉保健部福祉保健企画課は、災害救助法が適用された場合、知事の委任に基
づき市町村長が実施する次の範囲内の給水について、必要な措置をとるものとす	づき市町村長が実施する次の範囲内の給水について、必要な措置をとるものとす
る。	る。
(略)	(略)

風水害等対策編

得て、医療救護活動を迅速・的確に推進する。(略)

第3部 災害応急対策	**************************************
改正前	改正後
(2) (略)	(2) (略)
第 5 節 (略)	第5節 (略)
〔給与・貸与が必要となった場合の、本節に基づく各防災関係機関の主	〔給与・貸与が必要となった場合の、本節に基づく各防災関係機関の主
■ 要な活動〕 ■ ■	■ 要な活動〕 ■
< >内は主に担当する班等	< >内は主に担当する班等
災害救助法適用の場合	災害救助法適用の場合
○災害救助法適否の判断<災害対策本部本部会議>	○災害救助法適否の判断<災害対策本部本部会議>
○給与又は貸与の必要品目及び必要量の判断<市町村、総合調整室応急	○給与又は貸与の必要品目及び必要量の判断<市町村、総合調整室応急
対策調整班>	対策調整班>
○被災者の状況把握<市町村、総合調整室情報収集班>	○被災者の状況把握<市町村、総合調整室情報収集班>
○医療機関、社会福祉施設等の状況把握<市町村、総合調整室情報収集	○医療機関、社会福祉施設等の状況把握<市町村、総合調整室情報収集
I	Ⅱ 班>
○給与又は貸与の実施	○給与又は貸与の実施
□備蓄物資の開放<福祉保健部 <u>地域福祉推進室</u> 、地区災害対策本部支援	□備蓄物資の開放<福祉保健部 <u>福祉保健企画課</u> 、地区災害対策本部支援
物資班>	物資班>
(略)	(略)
1・2 (略)	1・2 (略)
3 災害救助法が適用された場合の措置	3 災害救助法が適用された場合の措置
(1) 実施体制	(1) 実施体制
イ 災害救助法が適用された場合、地区災害対策本部は市町村と連携して、被災者	イ 災害救助法が適用された場合、地区災害対策本部は市町村と連携して、被災者
に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量を把握し、福祉保健部地域福祉推進	に対する給与又は貸与の必要品目及び必要量を把握し、福祉保健部福祉保健企画
<u>室</u> に情報提供する。	課に情報提供する。
ロ 福祉保健部地域福祉推進室は、2(2)に基づく給与又は貸与を実施する。	ロ 福祉保健部福祉保健企画課は、2 (2)に基づく給与又は貸与を実施する。
(2) (略)	(2) (略)
第6節 医療活動	第6節 医療活動
1 被災地における医療ニーズのきめ細かな把握	1 被災地における医療ニーズのきめ細かな把握
福祉保健医療部医療活動支援班は、次の情報を地区災害対策本部保健所班から	福祉保健医療部医療活動支援班は、必要に応じて支援のための職員を派遣し、

的確に推進する。(略)

次の情報を地区災害対策本部保健所班<u>と連携して収集し、</u>医療救護活動を迅速・

風水害等対策編

改正前	改正後
2・3 (略)	2 · 3 (略)
第7節 保健衛生活動	第7節 保健衛生活動
1 (略)	1 (略)
2 保健衛生活動の実施体制	2 保健衛生活動の実施体制
(1) 被災地での公衆衛生ニーズの把握	(1) 被災地での公衆衛生ニーズの把握
県は、市町村と連携して以下の保健衛生ニーズを把握する。	県は、 <u>必要に応じて市町村災害対策本部に職員を派遣する等</u> 、市町村と連携し
また、福祉保健医療部福祉保健衛生班は、被災状況により必要と判断した場合は、被災状況により必要と判断した場合は、被災状況により必要と判断した場合は、被災災にはは、	て以下の保健衛生ニーズを把握する。
災地で地区災害対策本部保健所班が行う公衆衛生活動の支援のため、被災地域外から 人員を選定し、災害時公衆衛生対策チームを編成し、被災地域に派遣する。	また、福祉保健医療部福祉保健衛生班は、被災状況により必要と判断した場合は、被災地で地区災害対策本部保健所班が行う公衆衛生活動の支援のため、被災地域
八貫を選定し、火音時五米南土州水 / これを 柵成し、	外から人員を選定し、災害時公衆衛生対策チームや保健活動チーム等を編成し、
	被災地域に派遣する。
	(昭各)
(2) 保健衛生活動の体制整備	(2) 保健衛生活動の体制整備
(略)	(略)
イ~二 (略)	イ~二 (略)
(新設)	ホ 厚生労働省防災業務計画に基づき、同省が行う保健師派遣活動との情報共
	<u>有</u> 3 保健衛生活動の実施
3 保健衛生活動の実施	(略)
(略) (1) 地区災害対策本部保健所班が実施する市町村支援活動は以下のとおりとす	(1) 地区災害対策本部保健所班が実施する市町村支援活動は以下のとおりとす
る。	る。
イ~ハ (略)	イ~ハ (略)
(新設)	<u>二 厚生労働省防災業務計画に基づき、同省が行う保健師派遣活動との相互</u>
	<u>連携</u>
(2) (略)	(2) (略)
4 防疫活動の実施	4 防疫活動の実施
(1) (略)	(1) (略)
(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、 <u>予防接種法</u> に	(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 <u>(感染症)</u> 、に

風水害等対策編

第3部 災害応急対策	
改正前	改正後
基づく対応	基づく対応 地区災害対策本部保健所班は、感染症法第27条第2項に基づき、感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所について市町村に消毒するよう指示する。 イ〜ハ (削除) (3) (削除) 5〜7 (略) 第8節 廃棄物処理 (略) 2 役割分担 災害廃棄物は一般廃棄物であることから、一義的な処理主体は市町村となる。県においては、単なる連絡、調整など側面的な支援という立場だけでなく、全体的な処理を推進する中で、必要に応じ地方自治法による廃棄物の処理事務の受託など直接的な役割を果たすこととする。 ※「組織・推進体制」、「処理実行計画の策定等」、「処理の実施」、「平時の取組等」の災害廃棄 物の処理に関する事項の詳細は、大分県災害廃棄物処理計画に定めるものとする。 また、県は、県単独では十分な対策が実施できない場合、「九州・山口9県における災害廃棄物処理等に係る相互応援協定」に基づく広域的な応援を要請するものとする。
 第9節 (略) 1~5 (略) 災害救助法適用に関する事項 	第9節 (略) 1~5 (略) 6 災害救助法適用に関する事項

風水害等対策編

改正前	改正後
 改正前 (1)災害救助法が適用された場合、福祉保健部地域福祉推進室は、知事の委任に基づき市町村長が実施する以下の業務について必要な措置を行うものとする。(略) 第10節 住宅の供給確保等 [本節に基づく県の主要な活動] (>内は主に担当する班等 ○住宅ニーズの把握<福祉保健部地域福祉推進室、応急社会基盤部対策応急住宅対策班、地区災害対策本部被災者救援班・社会基盤対策班> □り災世帯の住宅ニーズの把握 □は宅ニーズの初応方針の決定 ○応急仮設住宅の建設 □建設用地・資機材、技術者等の確保<社会基盤対策部応急住宅対策班、地区災害対策本部社会基盤対策班> □入居世帯の決定 ○応急仮設住宅の管理<社会基盤対策班> □入居世帯の決定<福祉保健部地域福祉推進室> ○応急仮設住宅の管理<社会基盤対策部応急住宅対策班、地区災害対策本部社会基盤対策班> ○その他の住宅対策の実施<社会基盤対策部応急住宅対策班、地区災害対策本部社会基盤対策班> 	改正後 (1) 災害救助法が適用された場合、福祉保健部 <u>福祉保健企画課</u> は、知事の委任に基づき市町村長が実施する以下の業務について必要な措置を行うものとする。(略) 第10節 住宅の供給確保等 「本節に基づく県の主要な活動」 <>内は主に担当する班等 〇住宅ニーズの把握<福祉保健部福祉保健企画課、応急社会基盤部対策応急住宅対策班、地区災害対策本部被災者救援班・社会基盤対策班> □り災世帯の住宅ニーズの把握 □住宅ニーズの対応方針の決定 ○応急仮設住宅の建設 □建設用地・資機材、技術者等の確保<社会基盤対策部応急住宅対策班、地区災害対策本部社会基盤対策班> □入居世帯の決定<福祉保健部福祉保健企画課> ○応急仮設住宅の管理<社会基盤対策部応急住宅対策班、地区災害対策本部社会基盤対策班> ○その他の住宅対策の実施<社会基盤対策部応急住宅対策班、地区災害対策本部社会基盤対策班> ○その他の住宅対策の実施<社会基盤対策部応急住宅対策班、地区災害対策本部社会基盤対策班>
本部社会基盤対象班ク □公営住宅の空き部屋調査 ○その他 □被災住宅の被害認定調査の対応<市町村、生活環境部防災局 <u>防災対策室</u> > 1・2 (略) 3 県が実施する住宅の供給及び居住の確保措置	□公営住宅の空き部屋調査 ○その他 □被災住宅の被害認定調査の対応<市町村、生活環境部防災局 <u>防災対策企画</u> <u>課</u> > 1・2 (略) 3 県が実施する住宅の供給及び居住の確保措置
(1) (略)(2) 災害救助法の規定による住宅の供給及び確保	(1) (略) (2) 災害救助法の規定による住宅の供給及び確保

風水害等対策編

6 被災住宅の被害調査の対応

第3部 災害応急対策	
改正前	改正後
イ 応急仮設住宅の供与	イ 応急仮設住宅の供与
(イ) (略)	(イ) (略)
(ロ) 入居世帯の決定	(ロ) 入居世帯の決定
福祉保健部地域福祉推進室は、次の各号に該当する世帯のうちから市町村長及	福祉保健部福祉保健企画課は、次の各号のいずれにも該当する世帯のうちから
び民生委員・児童委員等の意見を聞いて、応急仮設住宅の入居世帯を決定する。	市町村長及び民生委員・児童委員等の意見を聞いて、応急仮設住宅の入居世帯を
(ハ) (略)	決定する。
(ニ) 応急仮設住宅の管理	(八) (略)
福祉保健部 <u>地域福祉推進室</u> は、応急仮設住宅の管理を実施するが、状況に応じ	(二) 応急仮設住宅の管理
て市町村に委託することができる	福祉保健部福祉保健企画課は、応急仮設住宅の管理を実施するが、状況に応じ
(ホ) (略)	て市町村に委託することができる
ロ 住宅の応急修理	(木) (略)
(イ) (略)	ロ 住宅の応急修理
(ロ) 応急修理を受ける世帯の決定	(イ) (略)
福祉保健部地域福祉推進室は、次の各号に該当する世帯のうちから市町村長及	(ロ) 応急修理を受ける世帯の決定
び民生委員・児童委員等の意見を聞いて、応急修理を受ける世帯を決定する。	福祉保健部福祉保健企画課は、次の各号に該当する世帯のうちから市町村長及
	び民生委員・児童委員等の意見を聞いて、応急修理を受ける世帯を決定する。
ハ 住居又はその周辺の障害物の応急的な除去	ハ 住居又はその周辺の障害物の応急的な除去
(イ) (略)	(イ) (略)
(ロ) 障害物の除去を受ける世帯の決定	(ロ) 障害物の除去を受ける世帯の決定
福祉保健部 <u>地域福祉推進室</u> は、障害物の除去を受ける世帯を次の各号に該当す	福祉保健部福祉保健企画課は、障害物の除去を受ける世帯を次の各号に該当す
る世帯のうちから市町村長及び民生委員・児童委員等の意見を聞いて決定する。	る世帯のうちから市町村長及び民生委員・児童委員等の意見を聞いて決定する。
(略)	(理各)
(3) ~ (5) (略)	(3) ~ (5) (略)
$4\sim5$ (略)	$4 \sim 5$ (略)

6 被災住宅の被害調査の対応

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
(略) また、県は、市町村の活動の支援に <u>努めるものとする。</u>	(略) また、県は、市町村の活動の支援に <u>努めるとともに、県単独では迅速・円滑な</u> 被害調査ができない場合、「九州・山口9県災害時応援協定」等に基づく広域的 な応援を要請することとする。
第11節 [本節に基づく県の主要な活動] < >内は機関名等 (略) □教材学用品の供給<児童・生徒対策部児童・生徒対策班>(災害救助法が適用された場合、福祉保健部 <u>地域福祉推進室</u> と連携) (略) 1~6 (略)	第11節 [本節に基づく県の主要な活動] < >内は機関名等 (略) □教材学用品の供給<児童・生徒対策部児童・生徒対策班>(災害救助法が適用された場 合、福祉保健部福祉保健企画課と連携) (略) 1~6 (略)
第12節・第13節 (略)	第12節・第13節 (略)
第14節 被災動物対策 大規模災害時には、所有者不明動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等への対処方法など様々な課題が発生することが予想されるため、県は動物愛護の観点から動物の保護や適正な飼育に関し、市町村、獣医師会及び関係機関・団体との協力体制を確立する。	第14節 被災動物対策 大規模災害時には、所有者不明動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所 における動物同伴者等への対処方法など様々な課題が発生することが予想される ため、県は動物愛護の観点から動物の保護や適正な飼育に関し、市町村、獣医師 会及び関係機関・団体との協力体制を確立するとともに、県単独では十分な対策 が実施できない場合、「九州・山口9県災害時愛護動物救援応援協定」に基づく 広域的な応援を要請するものとする。

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

	改正前	改正後
1~4	(略)	1~4 (略)
第5章	(略)	第5章 (略)

風水害等対策編

第4部 災害復旧・復興	
改正前	改正後
第1章 災害復旧・復興の基本方針	第1章 災害復旧・復興の基本方針
(略)	(略)
その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参	その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参
画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進	画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進
するものとする。	するものとする。
	加えて、技術職員の不足等により、県単独では速やかな復旧・復興の実施が困
	難と認めたれる担合は、九州地古知恵合め合同知恵合笠の抜力を得かがた。 久邦

第2章(略)

第3章被災者・被災事業者の自立支援体制の確立

1 • 2 (略)

3 災害義えん金の配分(福祉保健部地域福祉推進室、会計管理局会計課)

(1)配分組織の確立

災害義えん金の配分を適正、かつ迅速に行うため、必要に応じて県に義えん金配分委員会を設置する(義えん金の出納は会計管理局会計課、配分委員会の庶務は福祉保健部<u>地域福祉推進室</u>が行う。)。

(略)

(2)配分の方法等

災害救助法適用のいかんにかかわらず、被害の程度に応じ配分委員会で決定する。 ※ なお、広域災害となった東日本大震災では、り災証明の発行や義えん金の配布 等を求め住民が窓口に殺到し、庁舎が被災した自治体等ではその処理に時間が掛か った事例もあることから、<u>市町村は被災者支援システム等の業務支援システムの導</u> 入を検討しておく必要がある。

第2章(略)

こととする。

第3章被災者・被災事業者の自立支援体制の確立

1 • 2 (略)

3 災害義えん金の配分(福祉保健部<u>福祉保健企画課</u>、会計管理局会計課)

(1)配分組織の確立

災害義えん金の配分を適正、かつ迅速に行うため、必要に応じて県に義えん金 配分委員会を設置する(義えん金の出納は会計管理局会計課、配分委員会の庶務 は福祉保健部福祉保健企画課が行う。)。

道府県に対し地方自治法に基づく職員派遣を要請するなど、必要な措置を講じる

(略)

(2)配分の方法等

災害救助法適用のいかんにかかわらず、被害の程度に応じ配分委員会で決定する。 ※ なお、広域災害となった東日本大震災では、り災証明の発行や義えん金の配布等 を求め住民が窓口に殺到し、庁舎が被災した自治体等ではその処理に時間が掛かった 事例もあることから、<u>県内で統一した被災者台帳システムの導入をはかる。</u>

風水害等対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前	改正後
-----	-----

第4章

第1節1~22(略)

23 生活保護

- (1) 支援の種類:給付
- (2) 支援の内容
 - ①生活に現に困窮している方に、最低限度の生活の保障と自立の助長を図る ことを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うもの。
 - ②生活保護の受給にあたっては、各種の社会保障施策による支援、不動産等 の資産、稼働能力等の活用が保護実施の前提になる。また、扶養義務者に よる扶養は保護に優先される。
 - ③生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産 扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されている。医療扶助及び介護扶助 は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付 が原則。
 - ④扶助の基準は、厚生労働大臣が設定する。

項目	東京都区部等	地方郡部等
標準3人世帯	172,170円	<u>135,680</u> 円
(33歳、29歳、4歳)		
高齢者単身世帯(68歳)	<u>80,820</u> 円	<u>62,640</u> 円
母子世帯(30歳、4歳、)	149,620円	120,190円

(平成24年度生活扶助基準)

- (3) 対象者:資産や能力等すべてを活用した上でも最低生活が営めない方
- (4) 問合先:県、市町村

 $24 \sim 26$ (略)

第4章

第1節1~22(略)

23 生活保護

(1) 支援の種類:給付

- (2) 支援の内容
- ①生活に現に困窮している方に、最低限度の生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うもの。
- ②生活保護の受給にあたっては、各種の社会保障施策による支援、不動産等の 資産、稼働能力等の活用が保護実施の前提になる。また、扶養義務者による 扶養は保護に優先される。
- ③生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されている。医療扶助及び介護扶助は、 医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則。
- ④扶助の基準は、厚生労働大臣が設定する。

項目	東京都区部等	地方郡部等	
標準3人世帯	<u>158,380</u> 円	<u>129,910</u> 円	
(33歳、29歳、4歳)			
高齢者単身世帯(68歳)	<u>79,790</u> 円	<u>64,480</u> 円	
母子世帯(30歳、4歳、2歳)	<u>188,140</u> 円	<u>158,170</u> 円	

(平成30年度生活扶助基準)

- (3) 対象者:資産や能力等すべてを活用した上でも最低生活が営めない方
- (4) 問合先:県、市町村

 $24 \sim 26$ (略)

風水害等対策編

風水音等对牙 第4部 災害				
	改正前	改正後		
第2節 住まいの確保・再建のための支援		第2節 住まいの確保・再建のための支援		
1~10 (略)		1~10 (略)		
11 住宅の応	急修理(災害救助法)	11 住宅の応	5.急修理(災害救助法)	
支援の種類	現物支給	支援の種類	現物支給	
支援の内容	1 災害救助法に基づく住宅の応急修理は災害により住宅が半	支援の内容	1 災害救助法に基づく住宅の応急修理は災害により住宅が半	
	壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の		壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の	
	居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急		居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急	
	的に修理する。		的に修理する。	
	2 応急修理は、市町村が業者に委託して実施。		2 応急修理は、市町村が業者に委託して実施。	
	3 修理限度額は1世帯あたり52万円(平成24年度基準)。		3 修理限度額は1世帯あたり57万4千円(平成29年度基	
	同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみな		<u>準</u>)。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯と	
	される。		みなされる。	
12 (略)		12 (略)		
13 障害物の	除去(災害救助法)	13 障害物の)除去(災害救助法)	
支援の種類	現物給付	支援の種類	現物給付	
支援の内容	1 災害救助法に基づく障害物の除去は、災害によって土石、	支援の内容	1 災害救助法に基づく障害物の除去は、災害によって土石、	
	竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれ日常生活を		竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれ日常生活を	
	営むのに支障をきたしている者に対し、これを除去するもの。		営むのに支障をきたしている者に対し、これを除去するもの。	
	2 障害物の除去は、居室、台所、玄関、便所等のように生活		2 障害物の除去は、居室、台所、玄関、便所等のように生活	
	上欠くことのできない場所を対象とし、応急的な除去に限られ		上欠くことのできない場所を対象とし、応急的な除去に限られ	

14・15 (略)

14 · 15 (略)

3 障害物の除去に要する費用は、1世帯あたり135,10

0円(平成29年度基準)。除去のために必要な機械、器具等

の借上費又は購入費、輸送費等の一切

3 障害物の除去に要する費用は、1世帯あたり<u>133</u>,90

0円(平成24年度基準)。除去のために必要な機械、器具等

の借上費又は購入費、輸送費等の一切

風水害等対策編 第4部 災害復旧・復興

改正前

第3節 農林漁業・中小企業・自営業への支援

- 1 天災融資制度
- (1) 支援の種類:融資
 - ①天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に 基づき、政令で指定された天災によって被害を受けた農林漁業者に対して 再生産に必要な低利の経営資金を、被害を受けた農協等の組合に対しては 事業資金をそれぞれ融資し、経営の安定化を図る。

(略)

2 農林漁業者に対する資金貸付

支援の種類	融資			
	●災害により被告	害を受けた農林漁	業者に対して、	各種の資金貸付を
	行う。			
	1 株式会社日本政策金融公庫			
	次人々	次へのはい冷	代4四亩蚵	/

	11 7。			
	1 株式会社日	本政策金融公庫		
	資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間
	農林漁業セ	災害により被	1,200万	<u>13</u> 年以内
	ーフティネ	害を受けた農	円又は年間経	(うち <u>6</u> 年以
	ット資金	林漁業経営の	営費	内の据置可
		再建に必要な		能)
士揺の中党		資金を融資		
支援の内容				
	農林漁業施	災害により被	①負担額の1	18年以内
	設資金	災した農林漁	00%	(うち <u>6</u> 年以
		業施設の復旧	②1施設当た	内の据置可
		のための資金	<u>91,200</u>	能)
		を融資	万円、漁船7,	
			000万円	

第3節 農林漁業・中小企業・自営業への支援

- 1 天災融資制度(国が実施する災害資金)
- (1) 支援の種類:融資
 - ①天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法<u>の</u> 発動に基づき、政令で指定された天災によって被害を受けた農林漁業者に 対して再生産に必要な低利の経営資金を、被害を受けた農協等の組合に対 しては事業資金をそれぞれ融資し、経営の安定化を図る。

(略)

支援の種類

2 農林漁業者に対する資金貸付(常時対応可能)

融資

	●災害により被	害を受けた農林漁	業者に対して、	各種の資金貸付を	
	行う。				
	1 株式会社日	本政策金融公庫			
	資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間	
	農林漁業セ	災害により被	一般:600	<u>10</u> 年以内	
	ーフティネ	害を受けた農	<u>万円</u>	(うち <u>3</u> 年以	
	ット資金	林漁業経営の	特認:年間経	内の据置可	
		再建に必要な	営費の3/1	能)	
支援の内容		資金を融資	2又は年間粗		
久饭///1台			収益の3/1		
			2のいずれか		
			低い額		
	農林漁業施	災害により被	一般:負担額	<u>15</u> 年以内	
	設資金	災した農林漁	<u>の80%又は</u>	(うち <u>3</u> 年以	
		業施設の復旧	1 施設当たり	内の据置可	
		のための資金	300万円の	能)	
		を融資	いずれか低い		
			額		

改正前				改正後				
経営体育成強化資金	長期運転資金 を融資 農地、牧野、農 業用施設、農機 具等の取得等 のための資金 や既往債務の 負担を軽減す るための負債 整理資金を融 資	(新設) 個人1.5億 円、法人5億 円	<u>28</u> 年以内 (うち <u>13</u> 年 以内の据置可 能)	経営体育成強化資金	資金を融資 災害により被 害を受けた農 林漁業経営の 再建に必要な 資金を融資	①負担額の8 <u>0%</u> ②個人1.5 億円、法人5	<u>25</u> 年以内 (うち <u>3</u> 年以 内の据置可 能)	
林業基盤整備資金	森林、林道等の 復旧のための 資金を融資	事業費×0. 8~0.9	復旧造林: <u>5</u> <u>8</u> 年以内(う ち <u>38</u> 年以内 の据置可能)	林業基盤整備資金	森林、林道等の 復旧のための 資金を融資	①復旧造林: 負担額の8 0%(計画森 林は負担額の 90%) ②樹苗養成施 設:負担額の 80% ③林道:負担 額の80%	①復旧造林: 30年以内 (うち20年 以内の据置可能)※別途特 認要件あり ②樹苗養成施 設:15年以 内(うち5年 以内の据置可能)	
			林道: <u>28</u> 年 以内(うち <u>1</u> <u>0</u> 年以内の据 置可能)				部/③林道:20年以内(うち3年以内の据置可能)※別途特認要件あり	
漁業基盤整備資金	漁港、漁場施設 の復旧のため の資金を融資	<u>事業費×0.</u> <u>8</u>	<u>23</u> 年以内 (うち <u>6</u> 年以 内の据置可	漁業基盤整備資金	漁港、漁場施設 の復旧のため の資金を融資	<u>負担額の8</u> <u>0%</u>	<u>2</u> 0年以内 (うち <u>3</u> 年以 内の据置可	

	改正前						改正後			
				能)						能)
	漁船資金	漁船の復旧の	①事業日×	15年以内			(削除)			
		ための資金を	0.8	(うち5年以						
		融資	②1隻当たり	内の据置可						
			4.5億円(特	能)						
			定業種6~1							
			1 億円)							
	漁業経営安	漁業経営の再	個人750万	23年以内			(削除)			
	定資金	建整備を図ろ	円、法人1,	(うち6年以						
		うとする方等	500万円	内の据置可						
		の負債整理資		能)						
		金を融資								
	2 農協・漁協等	等					2 農協・漁協等			
	資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間			資金名	資金の使い途	貸付限度額	償還期間
	農業近代化資	災害により被	①事業費×	<u>18</u> 年以内			農業近代化資	災害により被	(削除)	<u>15</u> 年以内
	金	災した農業施	<u>0.8</u>	(うち <u>10</u>			金	災した農業施		(うち <u>7</u> 年
		設等の復旧た	<u>②</u> 個人1,	年以内の据				設等の復旧 <u>の</u>	<u>①</u> 個人1,	以内の据置
		めの資金を融	800万円	置可能)				ための資金を	800万円	可能)
		資	<u>③</u> 法人2億					融資 (認定農業	<u>②</u> 法人 2 億	
			円					者、集落営農組	円	
								織のみ)_		
	(略)						(略)			
	漁業近代化資	災害により被	1, 200	<u>18</u> 年以内			漁業近代化資	災害により被	1, 800	<u>15</u> 年以内
	金	災した漁船、漁		(うち <u>6</u> 年			金	災した漁船、漁	万円~3.	(うち <u>3</u> 年
		業用施設等の	6億円	以内の据置				業用施設等の	6 億円	以内の据置
		復旧のための		可能)				復旧のための		可能)
		資金を融資			_			資金を融資		
対象者	農林漁業者					対象者	農林漁業者			
問合先	株式会社日本政	女策金融公庫、農協	協・漁協等			問合先	株式会社日本政	策金融公庫、農協	・漁協等	

	改正前	改正後				
3~9 (略)			3~9 (略)			
		第5章 激甚災害の指定				
第5章 激甚災害の指定			第1節 激甚災害指定の手続			
第1節 激甚災害指定の手続			(1) 激甚災害指定基準 (本激の基準)			
(1) 激甚災害指定基準 (本激の基準)			適用条項(適	指定基準	担当部	
適用条項(適 指 定 基 準 担当部		担当部	用措置)		局	
用措置)		局	激甚法第3	A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額>全国標	土木建	
激甚法第2章	A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額>全国標	土木建	条、第4条(公	準税収入×0.5%	築部	
<u>(第3条、第</u>	準税収入×0.5%	築部	共土木施設災	又は	河川課	
4条)(公共土	又は	河川課	害復旧事業等	B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額>全国標		
木施設災害復	B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額>全国標		に関する特別	準税収入×0.2%		
旧事業等に関	準税収入×0.2%		の財政援助)	かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以		
する特別の財	かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以			上ある場合		
政援助) 上ある場合				1 一の都道府県の査定見込額>当該都道府県の		
	1 一の都道府県の査定見込額>当該都道府県の			標準税収入×25%		
	標準税収入×25%			2 県内市町村の査定見込総額>県内全市町村の		
	2 県内市町村の査定見込総額>県内全市町村の			標準税収入×5%		
	標準税収入×5%		(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	激甚法第 12	A 中小企業関係被害額>全国中小企業所得推定額	商工労	
激甚法第 12	A 中小企業関係被害額>全国中小企業所得推定額	商工労	条(中小企業		働部	
条(中小企業	<u>×0.2%</u>	働部	信用保険法に	又は	商工労	

	改正前	改正後			
信用保険法に	又は	商工労	よる災害関係	B 中小企業関係被害額>全国中小企業推定所得額	働企画
よる災害関係	B 中小企業関係被害額>全国中小企業推定所得額	働企画	保証の特例)	×0.06%	課
保証の特例)、	×0.06%	課		かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が	
第 13 条 (小規	かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が			1以上ある場合	
模企業者等設	1以上ある場合			1 一の都道府県の中小企業関係被害額>当該	
備導入資金助	1 一の都道府県の中小企業関係被害額>当該			都道府県の中小企業所得 推定額×2%	
成法による貸	都道府県の中小企業所得 推定額×2%			2 一の都道府県の中小企業関係被害額>1,400	
付金の償還期	2 一の都道府県の中小企業関係被害額>1,400			億円	
間等の特例)	億円				
				ただし、火災の場合又は激甚法第 12 条の適用の場	
	ただし、火災の場合又は激甚法第 12 条の適用の場			合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得	
	合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得			推定額に対する割合については、被害の実情に応じ	
	推定額に対する割合については、被害の実情に応じ			特例措置が講じられることがある。	
	特例措置が講じられることがある。		(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)		
(略)			(2)局地激甚	災害指定基準(局激の基準)(略)	
(2) 局地激甚	災害指定基準(局激の基準)(略)		第2節(略)		
第2節(略)					

風水害等対策編 第5部 火山災害対策

改正前

第1章 火山災害予防

本計画では、鶴見岳・伽藍岳、由布岳、九重山及び硫黄山及び大船山並びに 阿蘇中岳で想定されている噴石・降灰・土石流・火砕流・溶岩流・火山ガスの 滞留などによる多数の遭難者、行方不明者死傷者等の発生といった火山災害に 対して、 防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧・復興の各対策について 定めるものとする。

(略)

1 (略)

第2章 火山災害応急対策

- 1 組織計画
- (1) (略)
- (2) 県の組織

ア (略)

イ 組織体制

(ア) 災害対策連絡室体制

・災害情報の収集

災害対策連絡室体制においては、以下の活動を行う(「第3部 第 2章 第1節 組織」を参照。)

- ・噴火予報、噴火警報等の伝達(伝達方法については「3 気象庁が発表する火山情報に関する情報の収集・伝達」による。)
- 生活環境部<u>防災対策室</u>は、大分地方気象台、市町村、消防本部、 警察本部、地区災害対策連絡室等から火山災害に関する情報を入手

し、必要に応じて関係課等へ伝達する。

(略)

第1章 火山災害予防

本計画では、鶴見岳・伽藍岳、由布岳、九重山<u>のうち</u>硫黄山及び大船山並びに阿蘇中岳で想定されている噴石・降灰・土石流・火砕流・溶岩流・火山ガスの滞留などによる多数の遭難者、行方不明者死傷者等の発生といった火山災害に対して、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧・復興の各対策について定めるものとする。

(略)

1 (略)

第2章 火山災害応急対策

- 1 組織計画
- (1) (略)
- (2) 県の組織

ア (略)

イ 組織体制

(ア) 災害対策連絡室体制

災害対策連絡室体制においては、以下の活動を行う(「第3部 第 2章 第1節 組織」を参照。)

- ・噴火予報、噴火警報等の伝達(伝達方法については「3 気象庁が発表する火山情報に関する情報の収集・伝達」による。)
- ・災害情報の収集

生活環境部<u>防災局防災対策企画課</u>は、大分地方気象台、市町村、消防本部、警察本部、地区災害対策連絡室等から火山災害に関する情報を入手し、必要に応じて関係課等へ伝達する。

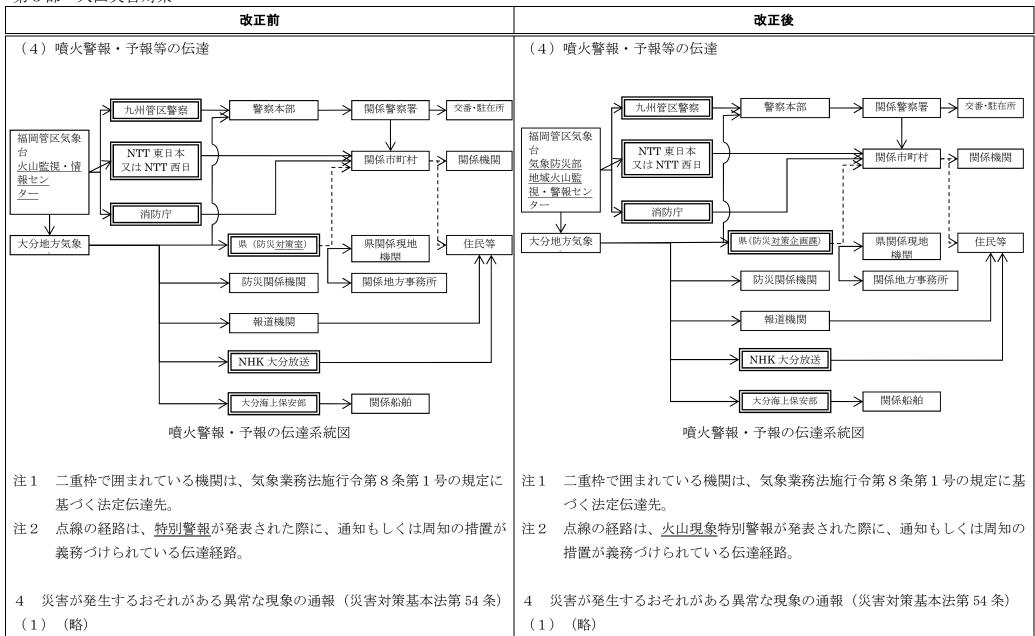
(略)

風水害等対策編

改正前	改正後
(イ)・(ウ) (略)	(イ)・(ウ) (略)
ウ・エ (略)	ウ・エ (略)
2 (略)	2 (略)
3 気象庁が発表する火山現象に関する情報の収集・伝達	3 気象庁が発表する火山現象に関する情報の収集・伝達
(1) (略)	(1) (略)
(2) 噴火警報・予報等の発表基準	(2) 噴火警報・予報等の発表基準
(略)	(略)
ア 噴火警報 (居住地域)・噴火警報 (火口周辺)・噴火警報 (周辺海域) 福岡管区気象台気象防災部地域火山監視・警報センターが、噴火に伴う 発生し生命に危険を及ぼす火山現象 (大きな噴石、火砕流、融雪型火山 泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象) の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」(生命に危険を及ぼす範囲) を明示して発表する。警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報 (居住地域)」、含まれない場合は「噴火警報 (火口周辺)」、影響が海域に限られる場合は「噴火警報 (周辺海域)」として発表する。噴火警報 (居住地域) は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。	ア 噴火警報 (居住地域)・噴火警報 (火口周辺)・噴火警報 (周辺海域) 福岡管区気象台気象防災部地域火山監視・警報センターが、噴火に伴って 発生し生命に危険を及ぼす火山現象 (大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的 猶予がほとんどない火山現象) の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」(生命に危険を及ぼす範囲) を明示して発表する。警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報 (居住地域)」、含まれない場合は「噴火警報 (火口周辺)」、影響が海域に限られる場合は「噴火警報 (周辺海域)」として発表する。噴火警報 (居住地域) は、警戒が必要 な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。
イ〜カ(略) (3)(略)	イ〜カ (略) (3)(略)

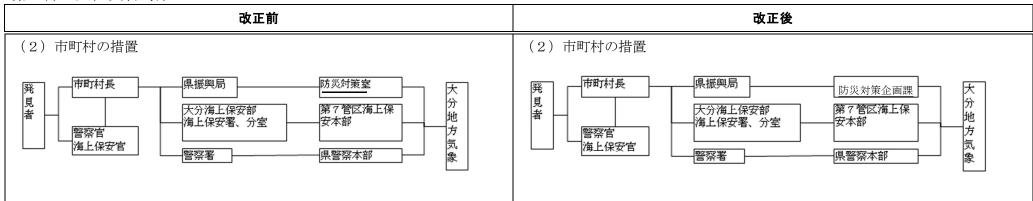
風水害等対策編

第5部 火山災害対策



風水害等対策編

第5部 火山災害対策



(3) 県の措置

市町村からの通報は、生活環境部<u>防災対策室</u>で受信し、各部局等に伝達して必要な措置を求める。また、生活環境部<u>防災対策室</u>は、大分地方気象台に通報があった旨を伝達する。

- 5 被害の未然防止、拡大防止のための住民への呼びかけ
- (1) (略)
- (2) 県の措置

生活環境部<u>防災対策室</u>は、大分地方気象台からの噴火警報・予報等について通報を受けた場合及びその後の噴火警報等により県内で火山災害の発生するおそれがあると判断した場合、市町村に対して早期の警戒、住民への広報を促すための情報を県防災行政無線一斉ファックスにより伝達するとともに、関係部局、報道機関、県民安全・安心メール、インターネット(ホームページや、ツイッター等のソーシャルメディア)等を通じて県民に注意を呼びかけ、被害の未然防止、拡大防止を図る。その際、要配慮者、帰宅困難者等にも的確に呼びかけができるよう配慮する。

(略)

(3) 県の措置

市町村からの通報は、生活環境部<u>防災局防災対策企画課</u>で受信し、各部局等に伝達して必要な措置を求める。また、生活環境部<u>防災局防災対策企画課</u>は、大分地方気象台に通報があった旨を伝達する。

- 5 被害の未然防止、拡大防止のための住民への呼びかけ
- (1) (略)
- (2) 県の措置

生活環境部<u>防災局防災対策企画課</u>は、大分地方気象台からの噴火警報・予報等について通報を受けた場合及びその後の噴火警報等により県内で火山災害の発生するおそれがあると判断した場合、市町村に対して早期の警戒、住民への広報を促すための情報を県防災行政無線一斉ファックスにより伝達するとともに、関係部局、報道機関、県民安全・安心メール、インターネット(ホームページや、ツイッター等のソーシャルメディア)等を通じて県民に注意を呼びかけ、被害の未然防止、拡大防止を図る。その際、要配慮者、帰宅困難者等にも的確に呼びかけができるよう配慮する。

(略)

風水害等対策編

第5部 火山災害対策

改正前	改正後
(3) (略)	(3) (略)
6 (略)	6 (略)
7 避難対策	7 避難対策
(略)	(略)
(1) 市町村長の避難の勧告及び指示	(1) 市町村長の避難の勧告及び指示
ア〜エ (略)	ア〜エ (略)
オ 市町村長は、避難の勧告又は指示をしたときには、速やかにその旨を	オ 市町村長は、避難の勧告又は指示をしたときには、速やかにその旨を
知事(生活環境部防災局 <u>防災対策室</u>) に報告する。	知事(生活環境部防災局 <u>防災対策企画課</u>)に報告する。
(2)警戒区域の設定	(2)警戒区域の設定
ア ~ウ (略)	ア ~ウ (略)
エ 市町村長は、警戒区域を設定したときは、速やかにその旨を知事(生	エ 市町村長は、警戒区域を設定したときは、速やかにその旨を知事(生
活環境部防災局 <u>防災対策室</u>) に報告する。	活環境部防災局 <u>防災対策企画課</u>)に報告する。
オ (略)	才 (略)
(3) ~ (6) (略)	(3)~(6) (略)
8・9 (略)	8・9 (略)
第3章 (略)	第3章 (略)